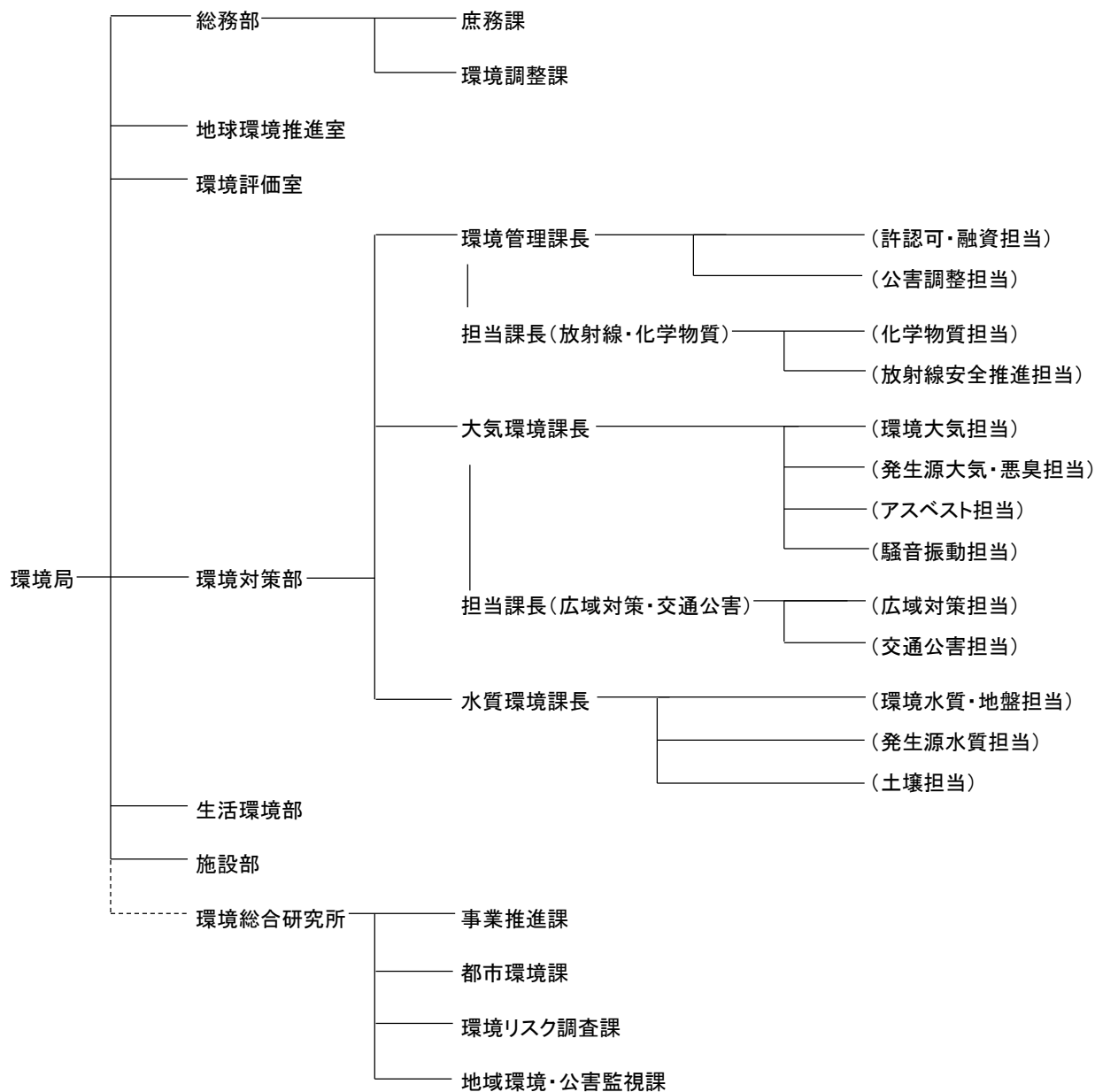


參考資料

I 事業執行関係資料

1 川崎市環境局環境対策部関係 所・課

(平成28年4月1日現在)



2 事務分掌

(「川崎市事務分掌条例」、「川崎市事務分掌規則」及び「川崎市事業所事務分掌規則」から抜粋)

環 境 局		(1) 環境の保全に関すること。 (2) 公害対策に関すること。 (3) 廃棄物の処理、再利用及び再生利用に関すること。
	総 務 部	
	庶 務 課	略
	環境調整課	(1) 環境基本計画に関すること。 (2) 環境に係る施策の総合企画及び調整に関すること。 (3) 環境教育等の推進に関すること。 (4) 生物多様性の保全等に関する計画及び総合調整に関すること。 (5) 環境調整会議に関すること。 (6) 環境審議会に関すること。 (7) 環境行政に係る情報収集及び事業の広報に関すること。
	地球環境推進室	(1) 地球温暖化対策その他地球環境保全に関すること。 (2) 国際環境施策の推進に関すること。 (3) スマートシティ構築に向けた施策の企画、調整及び推進に関すること。
	環境評価室	(1) 環境影響評価に関すること。 (2) 環境影響評価審議会に関すること。 (3) 環境調査に関すること。
	環境対策部	
	環境管理課	(1) 公害関係法令等に基づく許可申請及び届出の受付に関すること。 (2) 公害防止資金の融資に関すること。 (3) 公害に係る施策の各種統計等に関すること。 (4) 公害に係る施策の企画及び調整に関すること。 (5) 化学物質対策に係る調査、企画及び調整に関すること(大気環境課及び水質環境課の所管に属するものを除く。) (6) 事業所における化学物質の適正管理の推進に関すること。 (7) 放射線対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 (8) 放射線に係る情報の収集及び発信に関すること。 (9) 環境中の放射線の監視に関すること。
	大気環境課	(1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭に係る防止対策及び規制に関すること。 (2) 自動車排出ガスに係る道路沿道環境改善対策に関すること。 (3) 自動車排出ガスの排出抑制に係る規制等に関すること。 (4) 大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。 (5) 主管に属する発生源の監視及び指導に関すること。
	水質環境課	(1) 水質汚濁、土壌汚染及び地盤沈下に係る防止対策及び規制に関すること。 (2) 水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。 (3) 地下水の保全に係る施策の推進に関すること。 (4) 主管に属する発生源の監視及び指導に関すること。
	生活環境部	略
	施設部	略
	環境総合研究所	
	事業推進課	(1) 所の維持管理に関すること。 (2) 環境に係る研究企画及び事業調整に関すること。 (3) 所における環境教育等の実施に関すること。 (4) 国際環境施策の実施に関すること。 (5) 環境技術情報の収集及び発信に関すること。 (6) 環境に係る国際的な連携及び研究の推進に関すること。
	都市環境課	(1) 都市環境に係る調査研究等に関すること。 (2) 環境技術に係る産学公民連携の推進に関すること。
	環境リスク調査課	(1) 環境リスク評価研究に関すること。 (2) 環境化学物質研究に関すること。 (3) 生物学的調査研究に関すること。
	地域環境・公害監視課	(1) 大気汚染に係る測定、調査研究等に関すること。 (2) 環境中の放射線の測定に関すること。 (3) 水質汚濁に係る測定、調査研究等に関すること。 (4) 地下水汚染及び土壌汚染に係る測定、調査研究等に関すること。 (5) 大気汚染状況の常時監視及び測定局の維持管理に関すること。

3 公害部門の予算費目内訳

平成 29 年度予算総括表

(単位：千円)

	平成 29 年度 当初予算額	財 源 内 訳						平成 28 年度 当初予算額	対前年比 倍率
		国庫	県	市債	使用料及 び手数料	その他	一般財源		
公害対策総務費	613,083	0	315	0	470	4,213	608,085	619,508	0.99
環境総合研究所 公害研究費	247,640	10,846	603	0	0	3,953	232,238	251,779	0.98
環境総合研究所 企画運営費(※)	43,027	0	0	0	0	1,283	41,744	44,736	0.96
公害対策部門 費用合計	903,750	10,846	918	0	470	9,449	882,067	916,023	0.99

(※) 環境総合研究所の維持管理費用を除く。

Ⅱ 統計資料等

1 大気汚染関係資料

(1) 大気汚染防止法に基づく届出状況

ア ばい煙発生施設

ばい煙発生施設届出工場又は事業場の数

平成 29 年 3 月 31 日現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	474	206			56	75	44	28	30	35
		95	47	64						

ばい煙発生施設届出数

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設／地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
			大師	田島	川崎						
施行令 別表1	合計	1,644	961			165	212	98	62	70	76
			527	248	186						
1	ボイラー	710	178	53	104	81	124	57	25	50	38
2	ガス発生炉・ガス加熱炉	4	0	3	0	0	0	0	0	1	0
3	焙焼炉・焼結炉・煅焼炉	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
4	溶鉱炉・転炉・平炉	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
5	金属溶解炉	7	2	5	0	0	0	0	0	0	0
6	金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	99	33	62	0	0	4	0	0	0	0
7	石油加熱炉	107	98	9	0	0	0	0	0	0	0
8	触媒再生塔	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
8の2	燃焼炉	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
9	窯業焼成炉・溶融炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
10	反応炉・直火炉	4	3	1	0	0	0	0	0	0	0
11	乾燥炉	42	22	19	0	0	1	0	0	0	0
12	電気炉	11	3	8	0	0	0	0	0	0	0
13	廃棄物焼却炉	35	21	8	2	0	0	0	0	1	3
14	銅・鉛・亜鉛の精錬用焙焼炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	乾燥施設(カドミウム系顔料等製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	溶解槽(塩化第二鉄製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	活性炭製造用反応炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	塩素・塩化水素反応施設等	17	9	8	0	0	0	0	0	0	0
20	電解炉(アルミ精錬用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21	燐酸質肥料等製造施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
22	弗酸製造用施設	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0
23	トリポリ燐酸ナトリウム製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	溶解炉(鉛の二次精錬用)	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
25	溶解炉(鉛蓄電池製造用)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
26	鉛系顔料製造用溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	硝酸製造用施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
29	ガスタービン	133	30	8	18	17	18	16	15	8	3
30	ディーゼル機関	401	105	47	48	65	64	20	18	8	26
31	ガス機関	49	13	2	14	2	1	5	4	2	6
32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

粉じん発生施設届出工場又は事業場の数

平成 29 年 3 月 31 日現在

地区	合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
		大師	田島	川崎						
工場又は事業場	40	29			1	1	4	2	1	2
		14	14	1						

粉じん発生施設設置届出数

平成 29 年 3 月 31 日現在

施設/地区		合計	川崎区			幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
			大師	田島	川崎						
施行令 別表 1	合計	850	809			1	1	29	5	1	4
			129	675	5						
1	コークス炉	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0
2	堆積場	38	13	19	0	1	1	0	2	1	1
3	ベルトコンベア・バケットコンベア	670	88	546	5	0	0	27	3	0	1
4	破碎機・摩砕機	42	12	26	0	0	0	2	0	0	2
5	ふるい	97	16	81	0	0	0	0	0	0	0

イ 集じん装置

集じん装置導入台数

平成 29 年 3 月 31 日現在

集じん装置の種類	導入台数	割合(%)
重力集じん	2	1.5%
慣性力集じん	3	2.3%
遠心力集じん	16	12.3%
洗浄集じん	31	23.8%
ろ過集じん	44	33.8%
電気集じん(乾式)	18	13.8%
電気集じん(湿式)	10	7.7%
その他	6	4.6%
合計	130	100%

処理対策施設数

平成 29 年 3 月 31 日現在

処理対策施設	導入台数
ボイラー	15
金属溶解炉	3
溶融炉	3
乾燥炉	21
電気炉	12
廃棄物焼却炉	33
その他	16
合計	103

(注) 施設に集塵機が複数導入されている場合も含む。

(2) 排煙脱硫装置導入状況

平成29年3月31日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ($\text{m}^3\text{N/h}$)	運転開始 年・月	脱硫装置 設置数	接 続 施設数
東燃化学合同会社川崎工場	ボイラー	409,280	H 10. 6	1	2
東燃ゼネラル石油（株）川崎工場	ボイラー・燃 焼炉・反応炉	365,000	S 60. 8	2	6
東亜石油（株）京浜製油所	触媒再生塔	113,750	H 7. 10	1	1
	ボイラー	770,000	H 12. 10	1	1
入江崎水処理センター	廃棄物焼却炉	19,161	H 4. 4	2	2
		11,795	H 15. 4	1	1
		13,460	H 25. 3	1	1
旭化成（株）川崎製造所	廃棄物焼却炉	83,739	H 20. 9	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 5. 9	3	3
（株）クレハ環境 ウェステック事業所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 5	6	3
昭和電工（株）川崎事業所	廃棄物焼却炉	4,286	S 51. 4	1	1
		11,829	H 7. 4	1	1
	ボイラー	325,900	H 7. 12	2	2
J F E スチール（株） 東日本製鉄所（京浜地区）	コークス炉	160,000	S 50. 9	2	2
	焼結炉	1,400,000	H 15. 4	1	1
カポック（株）本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 8. 4	1	1
（株）中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	H 7. 2	1	1
J F E 環境（株） 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	H 16. 11	2	1
		10,200	H 19. 1	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	162,040	S 60. 12	1	2
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1
（株）中商扇町CRセンター	廃棄物焼却炉	21,451	H 6. 7	1	1
（株）京浜バイオマスパワー 京浜バイオマス発電所	ボイラー	211,500	H 27. 11	1	1

(3) 脱硝技術導入状況

ア 触媒を使用した脱硝技術

平成 29 年 3 月 31 日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接 続 施設数
日本ブチル（株）川崎工場	ボイラー	55,000	H 3. 5	2	2
	ガスタービン	55,000	H 3. 5	2	2
東燃化学合同会社川崎工場	ガスタービン	455,210	S 63. 3	1	2
	ボイラー	409,280	H 11. 7	1	2
J X エネルギー（株） 川崎製造所 浮島地区	ボイラー	156,620	S 51. 12	1	1
		195,000	H 20. 3	1	1
花王（株）川崎工場	ガスタービン	70,700	H 16. 2	1	1
		63,000	H 11. 3	1	1
東燃ゼネラル石油（株）川崎工場	石油加熱炉	237,300	S 59. 9	2	4
		133,000	H 11. 1	1	1
	ガスタービン	380,000	H 11. 1	1	1
東京電力フュエル＆パワー（株） 川崎火力発電所	ガスタービン	2,200,000	H 16. 7	1	1
		2,200,000	H 17. 1	1	1
		2,200,000	H 21. 1	1	1
		2,270,000	H 25. 2	1	1
		2,820,000	H 27. 8	1	1
		2,820,000	H 28. 1	1	1
（株）日本触媒 川崎製造所千鳥工場	ガスタービン	78,585	H 16. 10	1	1
川崎クリーンパワー発電所	ガス機関	30,600	H 14. 10	2	2
		42,300	H 19. 6	2	2
東亜石油（株）京浜製油所	触媒再生塔	113,750	S 62. 2	1	1
	ボイラー	641,000	H 12. 10	1	1
	ガスタービン	636,600	H 12. 10	1	2
	石油加熱炉	127,644	H 15. 1	1	2
日本ゼオン（株）川崎工場	ガス機関	14,550	H 17. 6	2	2
	ガス機関	29,200	H 26. 1	2	2
旭化成（株）川崎製造所	焼却炉	75,395	H 20. 9	1	1
J X エネルギー（株） 川崎製造所 川崎地区	ガスタービン ボイラー	502,360	H 5. 6	1	2
東京電力フュエル＆パワー（株） 川崎火力発電所	ボイラー	2,939,000	S 62. 9	2	2
J F E 鋼板（株） 東日本製鉄所（京浜地区）	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1
		6,030	H 17. 5	1	1
（株）クレハ環境 ウェステック事業所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3

コアレックス三栄（株）東京工場	廃棄物焼却炉	52,540	H 14. 4	1	1
川崎市王禅寺処理センター	廃棄物焼却炉	35,000	H 23. 11	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1
昭和電工（株）川崎事業所	ボイラー	285,000	H 9. 4	2	2
東日本旅客鉄道（株） 川崎発電所	ガスタービン	982,000	S 56. 4	1	1
		1,232,620	H 5. 7	1	1
		1,311,100	H 11. 3	1	1
		1,344,000	H 26. 1	1	1
ＪＦＥスチール（株） 東日本製鉄所（京浜地区）	焼結炉	1,400,000	S 54. 6	1	1
	金属加熱炉	27,910	H 12. 11	1	1
昭和電工ガスプロダクツ（株） 川崎工場	ガス機関	9,090	H 13. 7	1	1
川崎天然ガス発電所	ガスタービン	2,060,000	H 20. 10	2	2
川崎市立川崎病院	ガス機関	1,752	H 10. 10	3	3
味の素（株）川崎事業所	ガス機関	35,300	H 18. 1	6	6
パレール	ガス機関	1,735	H 2. 10	2	2
（株）ＮＴＴドコモ ドコモ川崎ビル	ガス機関	2,880	H 13. 12	3	3
ラゾーナ川崎プラザ	ガス機関	5,908	H 18. 5	2	2
三菱ふそうトラック・バス（株）	ガスタービン	57,789	H 12. 7	2	2
国家公務員共済組合連合会 虎の門病院分院	ガス機関	619	H 13. 6	2	2
学校法人聖マリアンナ医科大学	ガス機関	22,472	H 19. 7	2	2
イオンリテール（株） イオン新百合ヶ丘店	ガス機関	2,870	H 9. 9	4	4
三愛石油（株）天然ガス部 川崎エネルギーセンター	ガス機関	3,140	H 23. 4	2	2
公益財団法人 実験動物中央研究所	ガス機関	673	H 23. 6	1	1
（株）デイ・シイ川崎工場	ガス機関	39,900	H 27. 1	1	1
川崎市立多摩病院	ガス機関	1,333	H 18. 4	2	2
ＪＦＥ環境（株） 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	1	1
（株）京浜バイオマスパワー 京 浜バイオマス発電所	ボイラー	211,500	H 27. 11	1	1

イ 触媒を使用しない脱硝技術

平成 29 年 3 月 31 日現在

工場・事業場名	接続施設種類	処理能力 ($\text{m}^3_{\text{N}}/\text{h}$)	運転開始 年・月	脱硝装置 設置数	接 続 施設数
東燃化学合同会社川崎工場	ボイラー	205,000	S 50. 3	1	1
		428,506	S 52. 7	2	2
東燃ゼネラル石油（株）川崎工場	ボイラー	323,000	H 5. 11	1	1
	石油加熱炉	75,697	S 53. 2	1	1
		71,308	H 7. 6	1	1
		60,000	H 8. 5	1	1
		33,750	H 9. 3	1	1
東亜石油（株）京浜製油所	ボイラー	124,016	H 8. 12	1	1
川崎市浮島処理センター	廃棄物焼却炉	108,700	H 7. 10	3	3
昭和電工（株）川崎事業所	廃棄物焼却炉	11,829	H 7. 10	1	1
	ボイラー	285,000	H 25. 9	1	1
		285,000	H 26. 5	1	1
（株）デイ・シイ川崎工場	焼成炉	60,000	S 56. 1	2	2
		53,000	S 56. 1	1	1
カポック（株）本社工場	廃棄物焼却炉	11,840	H 10. 2	1	1
J F E 環境（株） 川崎エコクリーン	廃棄物焼却炉	58,500	H 18. 1	1	1
川崎市堤根処理センター	廃棄物焼却炉	81,020	S 61. 4	2	2
（株）クレハ環境 ウェステック事業所	廃棄物焼却炉	34,000	H 13. 6	3	3
川崎バイオマス発電所	ボイラー	165,000	H 24. 2	1	1

2 自動車関係資料

自動車排出ガス規制値

種 別		現 行 規 制				次 期 規 制				備 考
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値	
ガ ソ リ ン ・ L P ・ G 車	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	軽自動車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成19年	6.67 (4.02)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	7.06 (4.02)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	1.92 (1.15)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (1.15)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.16 (0.10)	
			NOx		0.08 (0.05)		NOx		0.08 (0.05)	
			PM※2		0.007 (0.005)		PM※2		0.007 (0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成17年	4.08 (2.55)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	4.48 (2.55)	
			NMHC		0.08 (0.05)		NMHC		0.23 (0.15)	
			NOx		0.10 (0.07)		NOx		0.11 (0.07)	
			PM※2		0.009 (0.005)		PM※2		0.009 (0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成17年	21.3 (16.0)		CO			次期規制につ いては未定
			NMHC		0.31 (0.23)		NMHC			
			NOx		0.9 (0.7)		NOx			
			PM※2		0.013 (0.010)		PM			
デ イ ー ラ ・ ゼ ル ク ・ バ ス	乗用車	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		0.007 (0.005)	
	軽量車 (gvw≤1.7t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成30年	2.03 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.11 (0.08)		NOx		0.23 (0.15)	
			PM		0.007 (0.005)		PM		0.007 (0.005)	
	中量車 (1.7t<gvw≤3.5t)	JC08モード (g/km) ※1	CO	平成21年 ※3	0.84 (0.63)	WLTC (g/km) ※4	CO	平成31年	4.48 (0.63)	
			NMHC		0.032 (0.024)		NMHC		0.037 (0.024)	
			NOx		0.20 (0.15)		NOx		0.36 (0.24)	
			PM		0.009 (0.007)		PM		0.009 (0.007)	
	重量車 (3.5t<gvw)	JE05モード (g/kWh)	CO	平成21年 ※3	2.95 (2.22)	WHTC※5 及び WHSC (g/kWh)	CO	平成28年 ※6	2.95 (2.22)	
			NMHC		0.23 (0.17)		NMHC		0.23 (0.17)	
			NOx		0.9 (0.7)		NOx		0.7 (0.4)	
			PM		0.013 (0.010)		PM		0.013 (0.010)	

CO：一酸化炭素、HC：炭化水素、NMHC：非メタン炭化水素、NOx：窒素酸化物、PM：粒子状物質

規制値 1.92 (1.15) とは、1台あたり上限値 1.92、型式あたりの平均値 1.15 を示す。

※1 JC08モードを冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とJC08モードを暖機状態において測定した値に0.75を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※2 吸蔵型NOx還元触媒を装着した希薄燃焼方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車に対してのみ適用。

※3 GVW1.7t超2.5t以下、3.5t超12t以下の車両については平成22年からの適用。

※4 WLTCを冷機状態のみにて測定した値に対し適用。

※5 WHTCを冷機状態において測定した値に0.14を乗じた値とWHTCモードを暖機状態において測定した値に0.86を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

※6 トラックについては平成29年、GVW3.5t超7.5t以下の車両については平成30年から適用

現 行 規 制						次 期 規 制					備 考
種 別		試験モード	成分	規制年	規制値	種 別	試験モー	成分	規制年	規制値	
二 輪 車	第一種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	クラス1 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	CO	平成28年	(1.14)	次期規制において総排気量0.050ℓ以下かつ最高速度50km/h以下の二輪車については現行規制を適用。
			HC		(0.50)			HC		(0.30)	
			NOx		(0.15)						
	第二種原動機付自転車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	(2.0)			NOx		(0.07)	
			HC		(0.50)						
			NOx		(0.15)						
	軽二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成18年	(2.0)	クラス2 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	CO	平成28年	1.58 (1.14)	
			HC		(0.30)			HC		0.24 (0.20)	
			NOx		(0.15)			NOx		0.10 (0.07)	
	小型二輪自動車	二輪車モード (g/km)	CO	平成19年	2.7 (2.0)	クラス3 ※1	WMTC (g/km) ※2※3	CO	平成28年	1.58 (1.14)	
			HC		0.40 (0.30)			HC		0.21 (0.17)	
			NOx		0.20 (0.15)			NOx		0.14 (0.09)	
種 別		現 行 規 制				次 期 規 制				備 考	
		試験モード	成分	規制年	規制値	試験モード	成分	規制年	規制値		
デ イ ゼ ル 特 殊 自 動 車	定格出力 19kW以上37kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRTCモード (g/kWh) ※4	CO	平成28年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.04 (0.03)		PM				
	定格出力 37kW以上56kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRTCモード (g/kWh) ※4	CO	平成28年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.9 (0.7)		NMHC				
			NOx		5.3 (4.0)		NOx				
			PM		0.033 (0.025)		PM				
	定格出力 56kW以上75kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRTCモード (g/kWh) ※4	CO	平成27年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC				
			NOx		0.53 (0.4)		NOx				
			PM		0.03 (0.02)		PM				
	定格出力 75kW以上130kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRTCモード (g/kWh) ※4	CO	平成27年	6.5 (5.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC				
			NOx		0.53 (0.4)		NOx				
			PM		0.03 (0.02)		PM				
	定格出力 130kW以上560kW 未滿のもの	8M又はRMC 及び NRTCモード (g/kWh) ※4	CO	平成26年	4.6 (3.5)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.25 (0.19)		NMHC				
			NOx		0.53 (0.4)		NOx				
			PM		0.03 (0.02)		PM				
	ガソリン・LPG特殊自動車 定格出力 19kW以上560kW 未滿のもの	7M (g/kWh)	CO	平成19年	26.6 (20.0)		CO			次期規制については未定	
			NMHC		0.80 (0.6)		NMHC				
			NOx		0.80 (0.6)		NOx				

CO: 一酸化炭素、HC: 炭化水素、NMHC: 非メタン炭化水素、NOx: 窒素酸化物、PM: 粒子状物質
規制値 2.7 (2.0) とは、1台あたり上限値 2.7、型式あたりの平均値 2.0 を示す。

※1 平成28年からは以下の種別に変更する。

クラス1: 総排気量0.050ℓ超0.150ℓ未滿かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150ℓ未滿かつ最高速度50km/h超100km/h未滿の二輪車

クラス2: 総排気量0.150ℓ未滿かつ最高速度100km/h以上130km/h未滿、又は、総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未滿の二輪車

クラス3: 最高速度130km/h以上の二輪車

※2 WMTCは、総排気量、最高速度に基づく車両分類に応じて、走行パターンの異なる3つの走行サイクル(パート1～3)を組み合わせたものを試験サイクルとして適用。

※3 種別毎に適用される走行サイクルに対し、始動時の温度条件を踏まえ以下のとおり算出した値に対し適用。

クラス1: パート1を冷機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート1を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値との和で算出される値

クラス2: パート1を冷機状態において測定した値に0.3を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.7を乗じた値との和で算出される値

クラス3: パート1を冷機状態において測定した値に0.25を乗じた値とパート2を暖機状態において測定した値に0.5を乗じた値とパート3を暖機状態において測定した値に0.25を乗じた値との和で算出される値

※4 8モード及びNRTCモードを冷機状態において測定した値に0.1を乗じた値と8モード及びNRTCモードを暖機状態において測定した値に0.9を乗じた値との和で算出される値に対し適用。

3 水質汚濁関係資料

(1) 水質汚濁防止法に基づく届出状況

業種別工場又は事業場の数（水質汚濁防止法）

平成29年3月31日現在

業種 \ 地区	合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
合 計	625	194	18	40	136	77	81	71
食料品製造業	43	14	0	1	12	6	8	2
紙加工品製造業	1	1	0	0	0	0	0	0
化学工業	37	34	0	0	2	0	0	1
石油製品製造業	5	4	1	0	0	0	0	0
鉄鋼業	7	7	0	0	0	0	0	0
金属製品製造業	51	27	1	7	11	0	3	2
電気機械器具製造業	13	4	3	1	2	0	1	2
輸送用機械器具製造業	3	1	0	1	0	1	0	0
窯業・土石製品製造業	18	6	0	2	8	0	0	2
その他の製造業	21	5	1	0	8	3	1	3
学術・開発研究機関	52	26	5	1	14	1	1	4
洗濯業	108	2	0	6	30	17	31	22
その他	266	63	7	21	49	49	36	33

排水量規模特定事業場数

平成29年3月31日現在

地区 排水規模		合計	川崎区	幸 区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
内 訳	50m ³ /日未満	556 (191)	133 (79)	16 (14)	41 (21)	134 (40)	76 (8)	81 (17)	75 (12)
	50～400m ³ /日未満	17 (5)	14 (4)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
	400m ³ /日以上	43 (21)	40 (21)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
合 計		616 (217)	187 (104)	18 (14)	42 (21)	135 (41)	77 (8)	81 (17)	76 (12)
有害物質貯蔵指定施設 のみを設置する事業場		9	7	0	1	1	0	0	0

(注)：() 内は、「有害物質使用特定施設」設置事業場数

特定施設別特定事業場数

平成29年3月31日現在

	代表特定施設又は 代表特定施設に係る業種	特定事業場数					
		50 m ³ 以上		50 m ³ 未満		合計	
			有害物質		有害物質		有害物質
1	鉱業・水洗炭業						
1の2	畜産農業			4	1	4	1
2	畜産食料品製造業			7		7	
3	水産食料品製造業	1				1	
4	保存食料品製造業			1		1	
5	みそ・しょうゆ・食用アミノ酸・グルタミン酸・ソース・ソーダ・食酢製造業	1	1	1		2	1
6	小麦粉製造業						
7	砂糖製造業						
8	パン・菓子製造業・製あん業						
9	米菓製造業・こうじ製造業			1		1	
10	飲料製造業			2		2	
11	動物系飼料・有機肥料製造業			1		1	
12	動植物油脂製造業						
13	イースト製造業						
14	でん粉・加工でん粉製造業						
15	ぶどう糖・水あめ製造業						
16	めん類製造業			1		1	
17	豆腐・煮豆製造業			21		21	
18	インスタントコーヒー製造業						
18の2	冷凍調理食品製造業						
18の3	たばこ製造業						
19	紡績業、繊維製品の製造・加工業			3		3	
20	洗毛業						
21	化学繊維製造業						
21の2	一般製材業・木材チップ製造業						
21の3	合板製造業						
21の4	パーティクルボード製造業						
22	木材薬品処理業						
23	パルプ・紙・紙加工品製造業	1				1	
23の2	新聞業・出版業・印刷業・製版業			6	3	6	3
24	化学肥料製造業						
25	か性ソーダ・か性カリ製造業						
26	無機顔料製造業						
27	その他の無機化学工業製品製造業	1		1	1	2	1
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業						
29	コールタール製品製造業						
30	発酵工業						
31	メタン誘導品製造業	1	1			1	1
32	有機顔料・合成染料製造業						
33	合成樹脂製造業	9	3	1		10	3
34	合成ゴム製造業	2	1			2	1
35	有機ゴム薬品製造業						
36	合成洗剤製造業	1	1			1	1
37	その他の石油化学工業	8	7	1		9	7
38	石けん製造業						
39	硬化油製造業						
40	脂肪酸製造業						
41	香料製造業						
42	ゼラチン・にかわ製造業						
43	写真感光材料製造業						

44	天然樹脂製品製造業						
45	木材化学工業						
46	その他の有機化学工業製品製造業	4	2	1		5	2
47	医薬品製造業			1		1	
48	火薬製造業						
49	農薬製造業						
50	試薬製造業						
51	石油精製業	2	1			2	1
51の2	自動車タイヤ・チューブ・ゴムホース、工業用ゴム、更生タイヤゴム板製造業						
51の3	医薬用・衛生用ゴム製品、ゴム手袋、糸ゴム、ゴムバンド製造業						
52	皮革製造業						
53	ガラス・ガラス製品製造業	1	1	2	1	3	2
54	セメント製品製造業						
55	生コンクリート製造業			16		16	
56	有機質砂かべ材製造業						
57	人造黒鉛電極製造業						
58	窯業原料精製業			3		3	
59	砕石業						
60	砂利採取業						
61	鉄鋼業	4	2	2	1	6	3
62	非鉄金属製造業						
63	金属製品製造業・機械器具製造業	1		9	3	10	3
63の2	空きびん卸売業						
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設						
64	ガス供給業・コークス製造業						
64の2	水道施設・工業用水道施設・自家用工業用水道			4		4	
65	酸・アルカリによる表面処理施設	4	4	23	15	27	19
66	電気めっき施設	1	1	15	15	16	16
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキソンの混合施設						
66の3	旅館業			12		12	
66の4	共同調理場			1		1	
66の5	弁当仕出屋・弁当製造業	1		7	1	8	1
66の6	飲食店			3		3	
66の7	そば店・うどん店・すし店・喫茶店						
66の8	料亭・バー・キャバレー・ナイトクラブ						
67	洗たく業			106	19	106	19
68	写真現像業			12	5	12	5
68の2	病院			10	5	10	5
69	と畜業・死亡獣畜取扱業						
69の2	中央卸売市場	1				1	
69の3	地方卸売市場						
70	廃油処理施設						
70の2	自動車分解整備事業			2		2	
71	自動式車両洗浄施設			105		105	
71の2	研究・試験・検査・専門教育機関	1		42	26	43	26
71の3	一般廃棄物処理施設			2	2	2	2
71の4	産業廃棄物処理施設	2	1	7	3	9	4
71の5	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設			3	3	3	3
71の6	トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる蒸留施設			1	1	1	1
72	し尿処理施設			4		4	
73	下水道終末処理施設	4				4	
74	共同処理施設	6		3	3	9	3
	指定地域特定施設	3		27		30	
	有害物質使用特定事業場（第5条第3項）			83	83	83	83
	合 計	60	26	556	191	616	217
	有害物質貯蔵指定施設のみを設置する事業場			9	9	9	9

(2) 河川・海域環境調査地点及び測定項目

河川・海域環境調査地点及び測定項目

調査項目 測定地点		生活環境項目												健康項目																											
		水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	nヘキササン抽出物質	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2ジクロロエタン	1,1ジクロロエチレン	1,1,1トリクロロエタン	1,1,2トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4ジオキサン		
河川	* 三沢川 ・ 一の橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
	* ニヶ領本川 ・ 堰前橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
	* 平瀬川 ・ 平瀬橋(人道橋)	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2
	* 麻生川 ・ 耕地橋	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
	* 真福寺川 ・ 水車橋前	24	24	24	24	24	12	2	24	24	12	12	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	2	2	2	2	
	ニヶ領用水 円筒分水下流	12	12	12	12	12			6	6																															
	ニヶ領用水 宿河原線	12	12	12	12	12			6	6																															
	五反田川 ・ 追分橋	12	12	12	12	12			6	6																															
	片平川 ・ 片平橋下	12	12	12	12	12			6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	有馬川 ・ 五月橋	12	12	12	12	12			6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	洪川 ・ 洪川橋	12	12	12	12	12			6	6				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	登戸雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4																															
	六ヶ村堀雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4																															
	宮内雨水幹線	4	4	4	4	4			4	4				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
	矢上川 ・ 大日橋	4	4	4	4	4			4	4																															
	矢上川 ・ 日吉橋	4	4	4	4	4			4	4																															
	三沢川 ・ 下村橋下	4	4	4	4	4			4	4																															
	ニヶ領本川 ・ 親水公園内	4	4	4	4	4			4	4																															
	山下川 ・ 合流前	4	4	4	4	4			4	4																															
	ニヶ領本川 ・ 南橋	4	4	4	4	4			4	4																															
	ニヶ領用水 宿河原線	4	4	4	4	4			4	4																															
	ニヶ領用水 円筒分水下流	4	4	4	4	4			4	4																															
	平瀬川 ・ 支川合流後	4	4	4	4	4			4	4																															
	平瀬川 ・ 中之橋	4	4	4	4	4			4	4																															
	麻生川 ・ 山口橋	4	4	4	4	4			4	4																															
	* 矢上川 ・ 矢上川橋													2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
海域	* 浮島沖	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	* 東扇島沖	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	* 京浜運河千鳥町	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	* 東扇島防波堤西	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	* 京浜運河扇町	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	* 扇島沖	12	12		12	12	12	12	12	12	2	12	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12		2	
	末広運河先	4	4		4	2	4	4	4				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2		2	
	大師運河先	4	4		4	2	4	4	4				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						

(注) 表の数字は本市の実施した年間の測定回数を示す。

*は測定計画地点(なお、矢上川・矢上川橋については国土交通省も要監視項目以外の項目について測定を実施している)

■は2層(上層、下層)について測定を実施している。

※は、水生生物の保全に係る要監視項目

※※は、人の健康の保護及び水生生物の保全に係る要監視項目

4 騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（一般地域）

地域の 類型	該 当 地 域	基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
		昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地 域 の 区 分	基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
	昼 間 （午前6時から 午後10時まで）	夜 間 （午後10時から 翌日午前6時まで）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考・車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

・地域の類型は、騒音に係る環境基準（一般地域）によるものとする。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値（等価騒音レベル L_{Aeq} ）	
昼間（午前6時から午後10時まで）	夜間（午後10時から翌日午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

備考1「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- (1) 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）
 - (2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道にあって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。
- 2「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- (1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - (2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

(3) 自動車騒音に係る要請限度

(等価騒音レベル L_{Aeq})

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 (午前6時から 午後10時まで)	夜 間 (午後10時から 翌日午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

(注) a 区域：第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
b 区域：第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 その他の地域
c 区域：近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15 m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20 m までの範囲をいう。)に係る限度は、上表にかかわらず、特例として次のとおりとする。

(等価騒音レベル L_{Aeq})

昼 間	夜 間
75デシベル	70デシベル

(4) 道路交通振動に係る要請限度

(単位：デシベル)

区 域 の 区 分		時 間 の 区 分	
	該 当 地 域	昼 間 (午前8時から 午後7時まで)	夜 間 (午後7時から 翌日午前8時まで)
区 第 域 一 種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、無指定	65	60
区 第 域 二 種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70	65

(5) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

(単位：デシベル)

類型	基準値	地 域
I	70以下	下記に掲げる地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種住居低層専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに未指定地域
II	75以下	下記に掲げる地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 類型の当てはめをする地域

新幹線鉄道の本線の線路の中心線から両側それぞれ400 m 以内の地域（多摩川橋りょうの周辺地域については、橋りょうの県寄りの先端の線路の中心から半径600 m の円内の地域）。ただし、工業専用地域並びに河川法に定める河川区域を除く。

(6) 環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）

指針

新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70デシベルを超える地域について緊急に振動源及び振動防止対策を講ずること。

（ここでいう補正加速度レベルは、振動レベルと同一のものである。）

5 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出状況（平成 29 年 3 月 31 日現在）

(1) 特定工場数

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	合計
大気関係	21	0	0	0	0	1	2	24
水質関係	18	0	0	0	0	0	2	20

(2) 特定施設数

ア 大気関係

別表 番号	特定施設の種類		施設数
1	焼結鉱の製造用焼結炉		1
2	製鋼用電気炉		4
3	亜鉛の回収用焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		0
4	アルミニウム合金の製造用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		0
5	廃棄物焼却炉 (火床面積が 0.5 m ² 以上又は 焼却能力合計が 50 kg/h 以上)	4 t/h 以上	18
		2 t/h～4 t/h 未満	6
		2 t/h 未満	19
合 計			48

イ 水質関係

(別表番号 1～19 のうち、本市に届出されている施設のみを掲載)

別表 番号	特定施設の種類	施設数
15	廃棄物焼却炉に係る灰の貯留施設	4
15 イ	廃棄物焼却炉に係る廃ガス洗浄施設	23
15 ロ	廃棄物焼却炉に係る湿式集じん施設	14
16	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	0
	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	28
18	第 1 号から前号まで及び次号に掲げる施設の下水道終末処理施設	3
19	水質基準対象施設を設置する工場等から排出される水の処理施設	1
合 計		73

6 公害防止管理者等選任届出状況

平成 29 年 3 月 31 日現在

業 種	区 分	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者	公 害 防 止 管 理 者												
					合 計	大 気 関 係				水 質 関 係				粉 じ ん 関 係	騒 音 関 係	振 動 関 係	ダ イ オ キ シ ン 関 係
						第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	第 4 種				
食 料 品 製 造 業		2	2	1	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業		1	1		1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
印 刷 ・ 同 関 連 業		2	2		2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
化 学 工 業		25	25	5	68	4	1	10	10	9	7	18	9	0	0	0	0
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品 製 造 業		7	6	3	12	0	0	5	1	1	0	3	0	2	0	0	0
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業		1	1		1				1								
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		9	4		10	0	0	1	0	0	0	0	1	8	0	0	0
鉄 鋼 業		7	7	2	19	0	0	8	1	3	2	3	0	0	0	0	2
非 鉄 金 属 製 造 業		1			1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金 属 製 品 製 造 業		20	11		24	0	0	0	2	0	14	0	0	0	3	5	0
は ん 用 機 械 器 具 製 造 業		3	3		6	0	0	0	1	0	2	0	1	0	1	1	0
業 務 用 機 械 器 具 製 造 業		2	1		2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路 製 造 業		1	1		1				1								
電 気 機 械 器 具 製 造 業		11	9		14	0	0	1	4	0	1	0	0	0	4	4	0
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		4	4		9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	4	4	0
そ の 他 の 製 造 業		1	1		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電 気 業		7	6		7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熱 供 給 業		1			1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		105	84	11	182	4	2	35	24	13	29	26	11	10	12	14	2
						65				79							

7 環境行動事業所一覧

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第32条に基づき環境行動事業所として認定した指定事業所

平成29年3月31日現在

	認定事業所名	所在地	初回認定日	最新の認定期間
1	㈱東芝研究開発センター	幸区小向東芝町1番地	H13. 1. 22	H27. 9. 30 ~ H30. 9. 29
2	日本電気㈱玉川事業場	中原区下沼部1753番地	H13. 2. 26	H27. 10. 31 ~ H30. 9. 14
3	㈱東芝セミコンダクター&ストレージ社 マイクロエレクトロニクスセンター	幸区小向東芝町1番地	H13. 6. 12	H28. 8. 8 ~ H30. 9. 14
4	東日本旅客鉄道㈱エネルギー管理センター川崎発電所	川崎区扇町8番3号	H13. 7. 10	H28. 3. 7 ~ H30. 9. 14
5	㈱デイ・シイ川崎工場	川崎区浅野町1番1号	H13. 7. 13	H26. 7. 31 ~ H29. 5. 23
6	富士通㈱川崎工場	中原区上小田中4丁目1番1号	H13. 7. 25	H27. 3. 23 ~ H30. 3. 22
7	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所	川崎区夜光1丁目3番1号	H13. 8. 30	H27. 4. 21 ~ H30. 4. 20
8	J X エネルギー㈱川崎製造所川崎地区	川崎区夜光2丁目3番1号	H13. 9. 4	H26. 5. 31 ~ H29. 5. 30
9	J X エネルギー㈱川崎製造所浮島地区	川崎区浮島町10番10号	H13. 9. 4	H26. 5. 31 ~ H29. 5. 30
10	東燃化学(合同)川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13. 10. 19	H27. 6. 1 ~ H30. 4. 1
11	東燃ゼネラル石油㈱川崎工場	川崎区浮島町7番1号	H13. 10. 19	H27. 6. 1 ~ H30. 4. 1
12	富士電機㈱川崎工場	川崎区田辺新田1番1号	H13. 11. 16	H28. 1. 26 ~ H30. 9. 14
13	旭化成ケミカルズ㈱川崎製造所アクリル樹脂製造部	川崎区浮島町10番9号	H14. 1. 7	H27. 4. 21 ~ H30. 4. 20
14	㈱東芝小向事業所	幸区小向東芝町1番地	H8. 6. 25	H27. 9. 20 ~ H30. 9. 14
15	㈱東芝浜川崎工場浮島分工場	川崎区浮島町4番1号	H13. 1. 19	H28. 1. 31 ~ H30. 9. 14
16	東亜石油㈱京浜製油所	川崎区水江町3番1号	H13. 6. 1	H26. 7. 1 ~ H29. 6. 30
17	キヤノン㈱矢向事業所	幸区塚越3丁目451番	H18. 2. 9	H26. 7. 31 ~ H29. 7. 30
18	㈱日本触媒川崎製造所浮島工場	川崎区浮島町10番12号	H18. 2. 16	H27. 7. 28 ~ H30. 6. 25
19	三光ライト工業㈱本社工場	中原区宮内2丁目29番1号	H18. 2. 27	H29. 1. 21 ~ H30. 9. 14
20	㈱日本触媒川崎製造所千鳥工場	川崎区千鳥町14番1号	H18. 2. 28	H27. 6. 26 ~ H30. 6. 25
21	㈱東芝浜川崎工場	川崎区浮島町2番1号	H13. 1. 19	H28. 1. 31 ~ H30. 9. 14
22	三光ライト工業㈱中原工場	中原区上小田中6丁目22番10号	H20. 6. 3	H29. 1. 21 ~ H30. 9. 14
23	キヤノン㈱川崎事業所	幸区柳町70番1	H22. 11. 15	H26. 7. 31 ~ H29. 7. 30
24	大同特殊鋼㈱川崎工場	川崎区夜光2丁目4番1号	H13. 5. 15	H26. 1. 16 ~ H30. 9. 14
25	日本ポリエチレン㈱川崎工場（南地区）	川崎区千鳥町10番1	H25. 7. 22	H28. 6. 25 ~ H30. 9. 14
26	日本ポリエチレン㈱川崎工場（浮島地区）	川崎区浮島町10番10	H25. 7. 24	H28. 6. 25 ~ H30. 9. 14
27	昭和電工㈱川崎工場	川崎区扇町5番1	H26. 8. 21	H27. 7. 14 ~ H30. 7. 13
28	京セラケミカル㈱川崎工場	川崎区千鳥町9番2	H27. 7. 24	H27. 7. 24 ~ H29. 10. 28
29	セントラル硝子㈱川崎工場	川崎区浮島町10番2	H27. 10. 14	H28. 5. 28 ~ H30. 9. 14

8 広報用冊子・パンフレット類

名称	内容	問合せ先
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 許可申請及び届出の手引き	条例に関する申請等の案内及び記載例	環境管理課 [許可・融資](200)2506
工場・事業場のみなさまへ 事前相談のお願い	条例及び関係法令の手続きについての案内	
公害防止資金融資斡旋制度の御案内	公害防止資金融資制度についての案内	
快適で安心して暮らせるまちをめざして ～川崎市の地域環境対策の取組～	川崎市の環境対策についての紹介リーフレット	環境管理課 [公害調整](200)2398
騒音や悪臭などでとてもお困りの方へ	公害紛争処理制度の紹介リーフレット (発行者:総務省公害等調整委員会事務局)	
化学物質と環境について知ろう	市民向け生活に係る化学物質の解説	環境管理課 [化学物質](200)2532
化学物質取扱い事業所周辺の環境リスク評価のための手引き	事業者向け事業所周辺の環境リスク評価方法の解説	
環境サイトレポート作成の手引き	事業者向け環境サイトレポート作成方法の解説	
事業者と市民との化学物質に関するリスクコミュニケーションガイド	事業者向け化学物質に関するリスクコミュニケーションの解説	
よりよい環境のために	市民向け化学物質に関するリスクコミュニケーションの解説	
殺虫剤と化学物質	子どもにも親しみやすい市民向け殺虫剤に係る化学物質の解説 (発行者:環境省)	
洗剤と化学物質	子どもにも親しみやすい市民向け洗剤に係る化学物質の解説 (発行者:環境省)	
塗料・接着剤と化学物質	子どもにも親しみやすい市民向け塗料・接着剤に係る化学物質の解説 (発行者:環境省)	
乗り物と化学物質	子どもにも親しみやすい市民向け乗り物に係る化学物質の解説 (発行者:環境省)	
私たちの生活と化学物質	子どもにも親しみやすい市民向け生活に係る化学物質の解説 (発行者:環境省)	
PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック (平成27年度集計結果から)	市民向けPRTRデータの解説 (発行者:環境省)	
環境省化学物質情報検索支援システムケミココのご案内	環境省化学物質情報検索支援システムケミココの紹介チラシ (発行者:環境省)	
化学物質アドバイザーがお手伝いします	化学物質アドバイザーの紹介チラシ (発行者:環境省)	
化学物質のリスク評価について	市民向け化学物質のリスク評価に関する基礎的な事項の解説 (発行者:独立行政法人製品評価技術基盤機構)	
PRTR届出の手引き	PRTR対象事業者向け届出書の作成・提出方法の解説 (発行者:経済産業省・環境省)	
PRTRについて(平成24年3月発行)	市民・事業者向けPRTR制度の解説 (発行者:経済産業省・環境省)	
化学物質と上手に付き合うために	子どもにも親しみやすい市民向け化学物質のリスク評価の解説 (発行者:独立行政法人製品評価技術基盤機構)	

名称	内容	問合せ先
川崎市VOC排出抑制取り組みガイド	VOC排出削減対策の方法、事例、取組の紹介など	大気環境課 [環境大気] (200) 2516
みんなでVOCの排出を減らしましょう (建設塗装編・工業塗装編)	簡単にできるVOC排出抑制方法の紹介など (発行者：神奈川県公害防止推進協議会)	
微小粒子状物質(PM2.5)リーフレット	PM2.5の説明、県内におけるPM2.5に関する調査の紹介など (発行者：神奈川県公害防止推進協議会)	
臭気指数による規制基準について	川崎市における臭気指数による規制基準等	大気環境課 [発生源・悪臭] (200) 2517
悪臭防止に係る規制について	悪臭防止法の規制基準、市条例の悪臭に係る規制基準	
飲食店等を経営している皆様へ ーにおいの対策のお願いー	飲食店へのにおいの問題対応等	
野焼きは一部の例外を除き禁止されています！	市民、事業者への野焼きに関する禁止のお知らせ	
水銀大気排出規制への準備が必要です！	水銀排出施設の届出、規制対象施設の排出基準等	
川崎市から事業者のみなさまへ 環境性能の優れた燃焼施設等の導入促進について	トップランナー燃焼施設の導入促進	
石綿事前調査ハンドブック	石綿の事前調査方法と建材使用箇所の紹介	大気環境課 [アスベスト] (200) 2526
建築物等の解体等にかかわる川崎市のアスベスト対策	石綿に係る工事においての手続きと作業内容について解説	
建物を解体・改修するには ー石綿を含むスレート板、ビニル床タイルに注意！ー	石綿の解体・改修工事について解説 (発行者：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署)	
川崎市建築物の解体等作業におけるアスベストの 飛散防止ガイドライン	大気汚染防止法、川崎市公害防止等生活環境の保全 に関する条例等アスベスト関連法条例の解説	
アスベスト廃棄物の適正処理をお願いします	石綿廃棄物の処理方法について解説 (発行者：川崎市生活環境部廃棄物指導課)	
石綿含有建材の事前調査は確実に行ってください！！	石綿の事前調査と含有建材について解説	
石綿含有建築材料がない解体等工事であっても調査 結果の掲示が必要になりました	石綿含有建築材料がない解体等工事においての事前 調査結果の表示についての案内	
事前調査結果届出書作成ガイド	石綿の事前調査結果届出書の作成方法について解説	
特定粉じん排出等作業実施届出書作成ガイド	石綿の特定粉じん排出等作業実施届出書の作成方法 について解説	
石綿濃度測定計画届出書作成ガイド	石綿濃度測定計画届出書の作成方法について解説	
石綿排出等作業実施届出書作成ガイド	石綿排出等作業実施届出書の作成方法について解説	
石綿濃度測定結果届出書作成ガイド	石綿濃度測定結果届出書の作成方法について解説	
作業完了報告書作成ガイド	石綿の作業完了報告書作成の作成方法について解説	
建設・解体工事をされるみなさまへ ー近隣とのトラブルをなくすためにー	特定建設作業の種類及び規制基準、届出書の記載例	大気環境課 [騒音振動] (200) 2524
飲食店のみなさんへ あなたのお店は迷惑をかけていませんか！！	規制対象及び規制基準・対策等の紹介	
生活騒音をなくそう ーお互いの心づかいで静かな街にー	生活騒音の防止について	
生活騒音をなくそう ～お互いの心遣いで静かな街に～	生活騒音の防止について 騒音・振動の大きさの目安	
「生活騒音」を減らしましょう	生活騒音の防止について 騒音・振動の大きさの目安	
さまざまな音の大きさの目安	騒音レベルごとの具体例の紹介	
騒音・振動の規制基準一覧表	騒音・振動の規制基準一覧表	

名称	内容	問合せ先
生活騒音対策に関する指針	川崎市告示第608号抜粋	大気環境課 [騒音振動] (200)2524
その音 だいじょうぶ？ Are you sure it's not too loud?	日常生活における周囲への気遣い・気配りについて (発行者：環境省水・大気環境局大気生活環境室)	
よくわかる低周波音	低周波音の紹介 (発行者：環境省水・大気環境局大気生活環境室)	
飲食店のみなさまへ カラオケ騒音の防止にご協力を！	防音対策及び規制基準の紹介 (発行者：神奈川県公害防止推進協議会)	
埼玉・千葉・東京・神奈川でディーゼル車規制実施中	ディーゼル車運行規制の紹介 (発行者：九都県市首脳会議)	大気環境課 [広域対策] (200)2530
～事業者のみなさまへ～ 貨物を運送する際には環境により良い自動車の利用をお願いします	流入車対策についての紹介 (発行者：九都県市首脳会議)	
大型車は中央よりの車線へご協力をお願いします。	環境レーンについての紹介 (発行者：国土交通省関東地方整備局)	
川崎市エコ運搬制度～エコ運搬にご協力ください！～	エコ運搬制度についての紹介	
運送事業者のみなさまへ ～川崎市へは「エコ運搬」で！～	エコ運搬についての紹介	
環境に配慮した運搬制度(エコ運搬制度)取組実施の手引き	エコ運搬制度について、報告書の作成、提出方法についての解説	
エコドライブしてみませんか？	エコドライブについての紹介	
大気環境改善 新型土壌浄化モデル施設	土壌浄化施設についての紹介	
自動車NOx・PM法の車種規制について	自動車NOx・PM法についての紹介 (発行者：環境省・国土交通省)	大気環境課 [広域対策] (200)2530 地球環境推進室 [次世代自動車] (200)2178
Do！エコドライブ	エコドライブの普及促進に向けた一般向けリーフレット (発行者：九都県市首脳会議)	
Do！エコドライブ燃費記録帳	燃費記録帳	水質環境課 [環境水質・地盤] (200)2520
みんなで川を守りましょう 川を汚さないで！	家庭や事業所へ水質事故防止を呼びかけるチラシ	
川崎港の公園周辺の生きもの	川崎港の公園4か所に生息する魚や底生生物の調査結果(H23-26)の小冊子	
かわさき水辺地市民調査マニュアル概要版	川や湧水地の環境の良さを総合的に評価できる調査マニュアルの紹介リーフレット	
かわさき水辺地市民調査マニュアル(川編)	川の環境の良さを総合的に評価するための調査マニュアル	
かわさき水辺地市民調査マニュアル(湧水地編)	湧水地の環境の良さを総合的に評価するための調査マニュアル	
生活排水対策 とりもどそう清流	平成12年に定めた「川崎市生活排水に関する指針」に基づき、市民の方々に河川や海域の水質保全を呼びかけるリーフレット	
くらしと水環境について考えよう！	神奈川県洗剤対策推進方針に基づき、洗剤の使用方法について呼びかけるリーフレット(発行者：神奈川県)	
東京湾岸マップ	東京湾を一枚の地図で見渡せる海辺の紹介リーフレット (発行者：東京湾岸自治体環境保全会議)	
コイヘルペスウイルス病を防ぐには皆さんの協力が必要です。	コイヘルペスの普及啓発リーフレット (発行者：公益社団法人日本水産資源保護協会)	
未来へつなごう 私たちの地下水	硝酸性窒素による地下水汚染の普及啓発パンフレット (発行者：環境省)	
ゴミすてないで、もち帰って・・・	川の保全のため、ゴミ持ち帰り運動を呼びかけるリーフレット (発行者：国土交通省)	

名称	内容	問合せ先
建設工事関係者の皆様へ	建設工事に伴う汚水の流出防止について	水質環境課 [発生源水質] (200) 2521
土壌汚染の調査・対策に関する手続の御案内	川崎市における土対法と市条例の調査・対策・管理に関する実施フロー等の紹介	水質環境課 [土壌] (200) 2528
川崎市環境総合研究所	施設紹介	環境総合研究所 事業推進課 [庶務・環境教育] (276) 9001
水辺の生きものーかわさきー	川崎市内の水辺にすむ水生生物、底生生物を紹介した環境学習用冊子	
大切な大気のはなし	小中学生向けの大気環境と人々の暮らしのつながりを説明した環境学習用冊子	
川崎から世界へ伝える環境技術 ～過去の経験と未来へのメッセージ～	川崎市の公害克服に向けた取組と今後の環境施策について	
～「都市と産業の共生」に向けて～ 環境技術に関する産学公民連携事業のご案内	環境技術産学公民連携共同研究事業の紹介	環境総合研究所 都市環境課 [産学公民連携] (276) 8964
「都市と産業の共生」に向けて 環境技術に関する産学公民連携事業について	環境技術産学公民連携共同研究事業及び平成28年度に実施した共同研究の概要紹介	
PM2.5を含む大気環境データを御家庭のテレビでご覧になれます	テレビ神奈川によるデータ放送(大気環境データ)	環境総合研究所 地域環境・公害監視課 [公害監視] (276) 9096
月刊誌「環境情報」	川崎市の環境施策等の紹介	環境調整課 (200) 2387
川崎市環境教育・学習基本方針(概要版)	川崎市の環境教育・学習基本方針の概要紹介	
生物多様性かわさき戦略(概要版)	生物多様性かわさき戦略の概要紹介	
イキトモ	自然の恵みを感じる生物多様性マガジン (発行者: 国連生物多様性の10年日本委員会事務局)	
水素社会がやってきた!	水素普及に向けた一般向けリーフレット (発行者: 九都県市首脳会議)	地球環境推進室 [次世代自動車] (200) 2178
クリーンエネルギー すいそ	水素普及に向けた子ども向けリーフレット (発行者: 九都県市首脳会議)	
住宅用創エネ・省エネ・蓄エネ機器導入補助金	市民向け住宅用補助金制度案内用リーフレット	地球環境推進室 [環境エネルギー] (200) 2508
はじめよう! みんなで地球のお手伝い ～家庭でできる地球温暖化対策～	家庭でできる温暖化対策の案内リーフレット	地球環境推進室 [協働推進] (200) 0390
環境影響評価制度のあらまし ー良好な環境の保全と創造に向けてー	川崎市の環境アセスメント制度の紹介	環境評価室 (200) 2156
川崎市建築物環境配慮制度	川崎市建築物環境配慮制度の概要の紹介	まちづくり局建築指導課 [省エネ・CASBEE] (200) 3026
川崎市建築物環境配慮制度 (自然エネルギーの利用検討)	自然エネルギーの利用検討の概要の紹介	
川崎市建築物環境配慮制度 ～分譲共同住宅環境性能表示～	分譲共同住宅環境性能表示制度の概要の紹介	

9 全国大都市統計資料抜粋（平成27年度データ）

都市	二酸化硫黄 (SO ₂) 濃度 (ppm) (A)	二酸化窒素 (NO ₂) 濃度 (ppm)		浮遊粒子状 (SPM) 物 質濃度 (mg/m ³) (A)
		(A)	(B)	
札幌市	0.001	0.012	0.017	0.012
仙台市	0.000	0.009	0.015	0.015
さいたま市	0.002	0.015	0.022	0.020
千葉市	0.002	0.013	0.022	0.018
東京都区部	0.002	0.019	0.027	0.020
川崎市	0.002	0.018	0.026	0.017
横浜市	0.002	0.017	0.021	0.022
相模原市	0.001	0.013	0.021	0.018
新潟市	0.001	0.007	0.009	0.018
静岡市	0.002	0.010	0.019	0.019
浜松市	0.002	0.007	0.014	0.018
名古屋市	0.002	0.015	0.020	0.020
京都市	0.003	0.012	0.019	0.015
大阪市	0.005	0.019	0.026	0.021
堺市	0.006	0.015	0.022	0.021
神戸市	0.002	0.015	0.020	0.018
岡山市	0.005	0.011	0.017	0.020
広島市	0.002	0.012	0.020	0.022
北九州市	0.002	0.015	0.025	0.021
福岡市	0.002	0.011	0.016	0.022
熊本市	0.002	0.009	0.016	0.023

（注）（A）一般環境大気測定局平均 （B）自動車排出ガス測定局平均

都市	微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)		光化学オキシダント (Ox) 濃度 (ppm) (A)	一酸化炭素 (CO) 濃度 (ppm) (B)
	(A)	(B)		
札幌市	7.8	10.0	0.033	0.4
仙台市	10.6	11.6	0.034	0.4
さいたま市	12.9	17.0	0.032	0.4
千葉市	12.0	12.4	0.033	0.4
東京都区部	14.3	15.4	0.030	0.4
川崎市	13.6	14.6	0.032	0.4
横浜市	13.5	15.7	0.031	0.6
相模原市	11.7	11.4	0.031	0.6
新潟市	11.4	11.9	0.039	0.3
静岡市	11.8	11.9	0.034	0.3
浜松市	11.4	11.4	0.035	0.5
名古屋市	13.8	14.3	0.033	0.5
京都市	12.7	12.7	0.033	0.4
大阪市	15.4	16.1	0.031	0.4
堺市	14.5	14.4	0.034	0.4
神戸市	13.5	15.2	0.034	0.4
岡山市	15.8	14.8	0.032	0.4
広島市	13.7	15.9	0.032	0.5
北九州市	16.8	18.2	0.034	0.4
福岡市	16.6	16.0	0.034	0.5
熊本市	16.4	18.6	0.033	0.3

(注1) (A) 一般環境大気測定局平均 (B) 自動車排出ガス測定局平均

(注2) 「光化学オキシダント濃度」は、昼間(5時～20時)の1時間値の年平均値

Ⅲ 環境用語解説（50音順）

【あ行】

アイドリング・ストップ

自動車が走っていない時にエンジン（原動機）を動かしている状態（アイドリング）が続くと、無駄な燃料が消費されるとともに、有害な排出ガス（窒素酸化物等）が排出され大気汚染の原因となるため、停車したときにアイドリングをやめる行動をいう。

（条例※関連：第10章第2節 自動車の駐車時における原動機の停止）

※この用語解説においては、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（公防条例）」を指す。

赤 潮

プランクトンの異常繁殖により海水、湖沼、池が着色する現象。有害プランクトンや酸素消費量が増大することによる酸素欠乏のため、魚介類が死ぬことがある。

悪 臭

悪臭防止法では、アンモニア、硫化水素等22物質を特定悪臭物質と定め、規制している。また、条例でも悪臭防止の指導を行っており、多種の臭いによる複合臭に対応するため、人の嗅覚を用いた嗅覚測定法（官能試験）による許容限度値を定め、事業者に対し、規則基準を遵守するよう依頼している。

（条例関連：第4章第2節 悪臭の防止）

亜酸化窒素（一酸化二窒素 N_2O ）

地球の温暖化の原因となる温室効果ガスの一つである。物の燃焼、土中の有機物の分解などが発生原因で、地球の温暖化に及ぼす寄与率は約6%である。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

石綿（アスベスト）

石綿は、分解・変質しにくいことから、環境への蓄積性が高い。また、その繊維は極めて細く、

吸引して肺の奥深くまで入ると体外に排出されず、肺がんや中皮腫などの疾病を引き起こすことが懸念されることから、「大気汚染防止法」において特定粉じんの規定され、建築材料等として使用されている飛散性の高い吹付け石綿、石綿含有断熱材等の除去工事等における飛散防止に関する取組が行われている。さらに本市では、通常は石綿が飛散しにくい、解体等工事の際に破砕等の不適切な取扱いをすることで飛散が懸念されるスレート等の石綿含有成形板についても、条例において飛散防止の取組を行っている。

（条例関連：第6章第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止）

色汚染度

生産活動の後に排出される着色排水の許容限度のこと。着色排水が公共用水域に排出されると景観や生態系に悪影響を及ぼすこともある。

（条例関連：条例施行規則別表第12）

雨水浸透施設

雨水浸透施設の機能は、雨水の集中排出による都市型水害を抑制することと、地下水をかん養するということがある。施設には、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。

エコ運搬制度

市内の荷主や荷受人が主体となって、製品や貨物の出荷、原材料の購入、廃棄物の運搬などの際、運送事業者や取引先事業者に対して、環境に配慮した運搬（エコ運搬）の実施を書面等で要請する制度をいう。

（条例関連：第10章第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務）

オゾン層

地球を取り巻く厚さ約20 kmのオゾンを含む成層圏の層。生物に有害な紫外線の多くは、オゾン層で遮っている。世界的にも低緯度地域以外では、成層圏のオゾン量が減少する傾向にある。オゾン層が破壊されると、地上に達する紫外線の量が増

え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

(条例関連：第12章第3節 オゾン層破壊物質の排出防止)

温暖化物質（温室効果ガス）

大気中で赤外線を吸収する性質を有し、「温室効果」をもたらすガスをいう。地表面からの熱を一旦吸収し、日射と吸収された熱の一部が下向きに放射され、地表面はより高い温度となる。この効果を「温室効果」という。温室効果による気温上昇は、海面の上昇などを招くおそれがある。京都議定書では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、パーフルオロカーボン（PFC）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）の6物質、平成25年からの第2約束期間では三ふつ化窒素（NF₃）を加えた7物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

(条例関連：第12章第1節 温暖化物質の抑制に関する指針)

汚濁負荷量

汚濁物質（化学的酸素要求量（COD）、窒素、リン）が水環境に排出される量のことをいい、汚濁物質の濃度とこれを含む排水量の積で表される。

(条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針)

質量の単位

kg（キログラム）	: 10 ³ g
mg（ミリグラム）	: 10 ⁻³ g（1千分の1 g）
μg（マイクログラム）	: 10 ⁻⁶ g（100万分の1 g）
ng（ナノグラム）	: 10 ⁻⁹ g（10億分の1 g）
pg（ピコグラム）	: 10 ⁻¹² g（1兆分の1 g）

温排水

生産活動の後に排出される温水のこと。工場、発電所など多くの排出源があり、公共用水域の生態系に悪影響を及ぼすこともある。

(条例関連：条例施行規則別表第12)

【か行】

化学的酸素要求量

(COD : Chemical Oxygen Demand)

水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標で、CODの値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁していることを示している。

(条例関連：条例施行規則別表第12)

環境

「川崎市環境基本条例」の主旨からすると環境は、空気、水、土、様々な生物等の自然が有する諸能力であり、全ての生物の生存の基盤となるものである。環境の範囲は、市民生活に係る環境要素をできるだけ幅広く捉えるとともに、社会、経済の状況の変化などから、川崎市環境基本計画の中で大気、水、緑、廃棄物、化学物質、都市気温など、16の要素としている。

環境基準

「環境基本法」に定められている環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度ではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。したがって、事業活動等を直接規制するための排出基準とは異なるが、各種の規制措置や設備等の施策を講じる際の根拠となる。

典型七公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のうち、振動、地盤沈下及び悪臭については、現在の科学的・技術的水準では定量的な測定方法がなく、人の健康や生活環境に与える影響が定量的に把握できないなどの理由で、環境基準が定められていない。

なお、ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として定められている。

環境・リスクコミュニケーション

環境に関する情報を市民、事業者、行政等の各ステークホルダー（利害関係者）で情報共有し、相互理解を深めていくこと。環境リスクを低減する取組を進めていくための基礎となる。

環境管理システム

事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続であり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものやEUのEMS（Eco-management and Auditing Scheme）に基づくものが代表的な事例である。ISO14001に基づく環境管理システムは、PDCAサイクル（Plan→Do→Check→Act）を繰り返すことにより、環境の継続的な改善を図っていくものであり、ISO規格を尊重していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。

（条例関連：環境負荷低減行動計画に関する指針）

環境行動事業所制度

環境行動事業所は、環境に配慮した事業活動として「環境管理・監査の体制の整備」、「持続可能な社会を構築するための商品・サービスや環境関連の社会貢献活動等の情報提供」などについて環境報告書等により一般公表し、地域住民との環境・リスクコミュニケーションに取り組んでいる事業所である。市は、条例第32条で環境の保全に係る自主管理に関する取組を評価し、「環境行動事業所」として認定し、本条例による手続の一部を免除する制度を導入している。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

（条例関連：第7章第1節 環境への負荷の低減）

環境目標値

市民の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい水準として定められた目標値。「川崎市環境基本条例」の規定に基づき、大気汚染について定められている。

（川崎市環境基本条例 第3条の2）

環境リスク

化学物質が環境を経由して人の健康や生態系に悪い影響を及ぼす可能性をいう。その大きさは、化学物質の有害性の程度と、呼吸、飲食、皮膚接触などの経路でどれだけ化学物質に接したか（曝露量）で決まる。式で表すと次のとおり。

化学物質の環境リスク＝有害性×曝露量

規制基準

法律又は条例に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」では「排出基準」、「水質汚濁防止法」では「排水基準」、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「悪臭防止法」では「規制基準」という用語が使われている。

逆転層

通常、気温は上空に行くほど低くなるが、逆に気温が高くなっていくような大気の層を逆転層という。逆転層があると、大気を安定させ、地上からの汚染物質の拡散を弱めることで逆転層と地表との間の大気汚染を悪化させる。

嗅覚測定法（官能試験法）

人の嗅覚を用いて悪臭を測定する方法の総称である。臭気濃度、臭気指数を求める測定方法であり、国が定める方法は、三点比較式臭袋法、三点比較式フラスコ法である。3個の臭い袋（フラスコ）を用意して、このうち2個には無臭空気（水）を、残りの1個は採取試料を所定の倍数で希釈し、判定試験に適した嗅覚を有すると認められた判定員（6名以上）一人一人に、臭いのする袋（フラスコ）を選別させて、臭いを感知できなくなった希釈倍数を測定する方法をいう。

（条例関連：第4章第2節 悪臭の防止）

九都県市指定低公害車

首都圏の九都県市が独自の基準に基づき指定した、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車という。

CFC（クロロフルオロカーボン）

フロンガス的一种。昭和3年に開発され、冷蔵庫やカーエアコンの冷媒（冷却剤）、スプレーの噴射剤など様々な分野で使用されてきたが、オゾン層を破壊するため現在は生産が全廃されている。

公 害

「環境基本法」では、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

公害防止等生活環境の保全に関する条例

平成11年に「川崎市公害防止条例」に代えて制定した条例。市民の健康を保護し、安全な生活環境の確保を目的に、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図る。工場・事業場が遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めている。平成12年に施行した。

光化学スモッグ

自動車及び工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受け、光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート及びアルデヒドなどのオキシダント（酸化力の強い物質の総称）を二次的に生成する。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグという。光化学スモッグの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受ける。日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

公共交通車両優先システム（PTPS：Public Transportation Priority Systems）

大量公共交通機関であるバス等が優先信号制御でスムーズに走行できるようにするためのシステムである。これにより車両の平均旅行速度を上げること、排出ガス削減による環境への配慮を図ることを目的としている。

公共用水域

河川、港湾、沿岸海域、これらに接続する水路などの水域のことで、公共下水道等の終末処理場に接続している下水道管などを除いたものをいう。

交通需要管理（交通需要マネジメント） （TDM：Transportation Demand Management）

自動車交通の時間、経路、手段の変更、自動車の効率的な使用による平準化、分散化、軽減化を図ることで交通渋滞の緩和を目的としている。交通渋滞の緩和は、間接的に自動車公害を防止することから、重要な自動車対策として位置づけられている。

（条例関連：第10章第4節 交通需要管理区域の指定等）

国際環境規格（ISO14000シリーズ）

国際標準化機構（International Organization for Standardization）が制定した体系的な環境管理に関する国際規格である。企業活動、製品及びサービスの環境への負荷の低減が継続的に実施する仕組みを構築するための要求事項が規定されている。

（条例関連：第3章第3節 環境行動事業所）

【さ行】

3R（Reduce Reuse Recycle）

3Rとは、リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再生利用）について、3つの頭文字を取って表したもの。発生抑制は、再利用しやすい製品の設計や、過剰包装の抑制等により、廃棄物の発生を減らすこと。再使用は、使用済みの製品等について、全部又は一部をそのまま繰り返し使用すること。再生利用は、使用済みの製品等について、原材料等として再利用すること。

酸化触媒

ディーゼル車排ガス中の粒子状物質を除去するのに、白金などの酸化作用により粒子状物質を減少させ、一酸化炭素や炭化水素等についても二酸化炭素や水に変化させることができる装置をいう。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）

窒素酸化物に対する従来の施策を更に強化するとともに、自動車交通に起因する粒子状物質の削減を図るため、平成13年6月に制定された。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により対策を推進する。改正に伴い、車種規制の強化、事業者に対する措置の強化が行われている。

さらに、これまでの対策に加えて局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとする法律改正がなされ、平成20年1月から施行されている。

自動車排出ガス測定局

「大気汚染防止法」に基づき、都道府県知事は、大気の汚染の状況を常時監視しなければならない。このため設置される測定局のうち、道路周辺に配置されたものを自動車排出ガス測定局という。

臭気指数

臭いの付いた空気や水を、臭いが感じられなくなるまで無臭空気（水）で薄めたときの希釈倍数を求め、その常用対数値に10を乗じた数値。

臭気指数=10 Log（希釈倍数） 有効数字2桁

臭気濃度

次の計算式で計算された値である。

臭気濃度=10^(臭気指数/10) 有効数字2桁

おおむね希釈倍数と同じ値になる。

（条例関連：条例施行規則別表第10）

振動レベル（Lv）

振動加速度レベルに振動感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、振動の大きさを表すもので、単位はデシベル（dB）で表す。

水準点

土地の標高を表す標石で地盤変動状況等を調べるための基準として用いられる。全国の国道や主要な道路沿いに2 kmごとに設置されている。

スクリーニング

環境影響評価手続において、事業の特性やその事業の実施される地域の特性を踏まえ、その事業について環境影響評価を実施する必要があるか否かについて個別の事業ごとに判断する仕組み。

スコーピング

環境影響評価において、事業者からの届出に対して、その事業の許認可等を担当する行政機関が判定を行う手続として、この仕組みが導入されている。

生活騒音

生活騒音とは、家庭のピアノ、クーラーの室外機や共同住宅の上下階の音などの日常生活に起因して発生する音のことをいう。騒音の大きさとしては概して小さく、限られた近隣の生活者にだけ影響を生ずる場合が多いこと、被害感が近隣との付き合いの程度にも左右されるとともに、被害者も場合によっては加害者になり得るといった特徴を持っている。

（条例関連：第11章第1節 生活騒音の防止）

生物化学的酸素要求量（BOD：Biochemical Oxygen Demand）

水中の有機物が微生物によって酸化分解される際に消費される酸素の量。河川の有機汚濁を測る代表的な指標で、この値が大きいほど水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示している。

（条例関連：条例施行規則別表第12）

精密水準測量

地盤沈下や地殻変動等の調査では、水準点を基準点として用いている。地盤変動を0.1 mmの単位で求める精度の高い測量方法。

全窒素（T-N）

窒素化合物全体のことで、無機態窒素と有機態窒素に分けられる。さらに無機態窒素はアンモニウム態窒素（NH₄-N）、亜硝酸態窒素（NO₂-N）、硝酸態窒素（NO₃-N）に分けられる。有機態窒素はタンパク質に起因するものと、非タンパク性の

ものに分けられる。窒素は、富栄養化の要因になるもの。

全磷 (T-P)

磷化合物全体のことで、無機態磷と有機態磷に分けられる。磷は、富栄養化の要因になるもの。

騒音レベル (L_A)

音圧レベルに音圧感覚の周波数特性に基づく補正を加えて、騒音の大きさを表すもので、単位は、デシベル (dB) で表す。

【た行】

対策目標値

「川崎市環境基本条例」に定める環境目標値の達成に向けて、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」において講ずべき対策上の目標値をいう。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

対策目標量

対策目標値を達成するための市内の許容排出総量を設定するものであり、施行規則で広域汚染物質として、硫黄酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、及び粒子状物質 (PM) を規定している。

(条例関連：第2章第1節 対策目標値及び対策目標量)

代替フロン

オゾン層破壊への影響が大きいとして、モントリオール議定書により生産が全廃された特定フロン類の代替品として開発されたフロン類似品のことで、フロンと同等の性質を持ち、かつ、オゾン層の破壊能が低い又は全くないものである。代表的な代替フロンとしては、ハイドロフルオロカーボン (HFC) などがあるが、地球温暖化の原因物質であることから、排出抑制が求められている。

耐容1日摂取量 (TDI)

健康影響の観点から一生涯にわたり1日当たり摂取しても健康に影響を及ぼすおそれのない体重

1 kgあたりの量をいう。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法により4 pg-TEQ/kg/日と定められている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

地球温暖化防止京都会議において採択された「京都議定書」を踏まえ、地球温暖化防止に向け、国や地方公共団体、事業者、国民それぞれの責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出抑制等のための計画の策定やその実施状況の公表等各主体の取組を促進する枠組みを整備することを目的に平成11年4月に施行された。平成14年5月には、同法律は改正され、京都議定書の目標実現のための施策が強化された。平成17年2月の京都議定書発効を受け、全面施行された。

地盤沈下観測井

地盤沈下と密接な関係にある地下水位、地層収縮を調べる観測井で、通常、二重管構造の井戸を設置し、内管の抜け上がり量によって沈下量を測定する。

(条例関連：第8章第2節 地下水の揚水に関する規制)

低公害車

電気自動車などその運行に伴って排出ガスを排出しない自動車又は排出ガスの排出量が相当程度少ないと認められる自動車、その他の環境への負荷の少ない自動車をいう。

(条例関連：第10章第1節 自動車による公害の防止及び環境への負荷の低減に係る使用者等の責務)

底 質

湖沼や海域、河川などで水域の底にたまった表層土などの堆積物のこと。

低周波音

一般的に聞くことができる周波数範囲が20 Hzから20,000 Hzとされており、可聴域を含めた100 Hz以下の音をいう。その影響としては、建具等がたつかせる「物的影響」、眠りを妨げる「睡眠影響」、圧迫感、振動感や頭痛、吐き気等がもた

らされる「心理的・生理的影響」等がある。

低騒音舗装

空隙率の高い多孔質なアスファルト混合物を表層に用いた舗装。タイヤと路面間で発生する騒音を中心に自動車騒音を低減させ、3～4 デシベルの低減効果がある。また、空隙を通した排水によって路面に雨水がたまらないため、走行時のハイドロプレーン現象や水しぶきによるスモッキングを防止する効果がある。

デシベル (dB)

2つの量 I_0 と I の比の常用対数の10倍で定義される単位。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量 (I_0) を定めたデシベル (dB) が単位として用いられている。

$$L=10\log I/I_0 \text{ (デシベル)}$$

テレメータ・システム

環境等の常時監視を行うため、各測定局の測定データをリアルタイムで収集・蓄積するシステムで、測定機、子局、通信回線、親局及びコンピュータ等で構成されている。

環境総合研究所で、テレメータ・システムにより一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局において大気汚染物質の常時監視を行っている。大気発生源工場・事業場、水質発生源工場・事業場については環境対策部大気環境課及び水質環境課で監視を行っている。(条例関連：第12条 監視、調査等)

等価騒音レベル (L_{Aeq})

一定時間に発生した騒音レベルを騒音のエネルギー値に換算して、時間平均したもの。国際的にも騒音の評価値として広く使われ、騒音の発生頻度や継続時間を含めた評価が可能であり、平成11年4月施行の騒音に係る環境基準に採用されている。

毒性等量 (TEQ)

ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン (PCDD) 75種類、ポリ塩化ジベンゾフラ

ン (PCDF) 135種類及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) 十数種類の有機塩素化合物の総称である。そのうち、毒性のあるものは29種類であり、その毒性の強さは種類により異なる。TEQとは、これらのうち、最も毒性が強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算して表示する単位のことである。

特定施設

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」を定義している。「大気汚染防止法」では、「特定物質を発生する」施設、「水質汚濁防止法」では、「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、「騒音規制法」では、「著しい騒音を発生する」施設をいう。政令でその規模、容量等の範囲が定められている。

特定フロン

オゾン層はCFC (クロロフルオロカーボン：フロン)、HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン) 等のオゾン層破壊物質により破壊されている。日本では、モントリオール議定書に基づき、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法)」を制定して、平成元年7月からオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制を開始し、着実に削減していくための施策を行っている。CFCは平成8年1月に生産が全廃され、HCFCは平成32年1月に生産が全廃される予定。

土壌を用いた大気浄化施設

植物は光合成のガス交換を行う際、二酸化炭素ばかりでなく大気中の汚染物質も取り込む大気浄化能力を有するが、微生物を多く含む土壌も同様な能力を持つ。この土壌が有する吸着機能や土壌微生物による物質代謝機能 (硝化・脱窒作用等) を利用して大気汚染物質を浄化する施設。産業道路の池上新田公園付近に高密度の植栽と土壌を用いた大気浄化施設を設けている。

【な行】

75%水質値

水質環境基準の生活環境項目であるBOD、CODの適合状況を判断する場合、低いほうから75%の位置にある水質値。

二酸化窒素 (NO₂)

燃焼過程で発生し、工場や自動車等の排出ガスに含まれる。排出ガス中には一酸化窒素 (NO) のほうが含まれる割合が大きい。排出された一酸化窒素は大気中で酸化されて二酸化窒素となる。一酸化窒素と二酸化窒素を始めとした窒素の酸化物を総称して窒素酸化物といい、光化学オキシダントや酸性雨、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質を生成する原因物質の一つである。

燃料電池車

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を化学的に反応させて発電し、動力源とする自動車。

濃度 (体積分率) の単位

ppm : 100万 (10⁶) 分の1をいう。

ppb : 10億 (10⁹) 分の1をいう。

ppt : 1兆 (10¹²) 分の1をいう。

m³_N (ノルマル立方メートル)

気体は、温度、気圧により体積が変化する。温度が0℃、圧力が1気圧の状態に換算したときの気体の体積を表す単位。

【は行】

HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)

フロンガス的一种。CFCの代替物として開発され、ルームエアコンや業務用冷凍空調機器などに使用されてきた。しかし、CFCほどではないもののオゾン層を破壊してしまうため規制の対象となっており、段階的に廃止することが決まっている。

HFC (ハイドロフルオロカーボン)

フロンガス的一种。オゾン層を破壊しないため、代替フロンとして冷媒や発泡剤に使用されている

が、強力な温室効果ガスであることから地球温暖化の観点から問題となっている。気候変動枠組条約に基づく京都議定書において排出削減の対象とされている。

ハイブリッド自動車

複数の動力源あるいはエネルギー源を組み合わせ、それぞれの動力の長所を利用した自動車をいう。通常時はエンジンで走行し、減速、停車時の余剰エネルギーを発進時、加速時の補助動力源とするパラレル方式のほか、エンジンの出力を利用して発電機で発電し、モーターを回転させて走行するシリーズ方式、エンジンによる出力を車軸への直接出力と発電機及びモーターを通した間接出力とに分離し、両者を最適な比率に組み合わせ、て走行するスプリット方式がある。

PRTR制度

Pollutant Release and Transfer Register (化学物質排出移動量届出制度) の略称で、人や生態系に有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物や下水に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みである。

対象とする化学物質を製造、使用する事業者のうち、一定の業種や要件を満たす事業者 (常時使用者数21人以上かつ第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上など) は、環境中に排出した量と廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に届け出る。行政機関はそのデータを整理・集計し、また、届出事業所以外から排出される量を推計して公表する。

このような制度は、アメリカ、カナダ、オランダ、イギリスなどの諸外国でも導入されており、我が国では、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 (化学物質排出把握管理促進法)」により制度化された。

ヒートアイランド現象

郊外と比べて都市の気温が高くなる現象のことをいう。冷暖房等の人工的な放熱、ビルや舗装道路による太陽熱の蓄積、気温の上昇を抑える緑地

や樹木、水辺等の減少などが主な原因とされている。

光触媒

太陽熱等の光によって活性化され、それ自身は反応せずに他の化学反応を促進させる性質（触媒作用）を持つ物質のことをいう。二酸化チタンはその一つで、光触媒の作用により大気汚染物質の窒素酸化物等を分解する性質がある。産業道路沿道の歩道の一角に光触媒ブロックを敷設している。

微小粒子状物質

(PM2.5 : Particulate Matter 2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\ \mu\text{m}$ 以下のもの。一般に浮遊粒子状物質（SPM）よりも人為起源粒子の割合が多く、主な構成成分は、ディーゼル自動車等から排出される元素状炭素や、硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物等のガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子（硫酸塩、硝酸塩、有機炭素等）などである。浮遊粒子状物質よりも粒径が小さく肺の奥まで入り込むため、呼吸器疾患を起こす確率が高いといわれている。

非メタン炭化水素

光化学反応性の乏しいメタンを除いたものをいい、光化学反応により光化学スモッグを引き起こす原因物質。非メタン炭化水素の発生源は、自動車排出ガス、石油タンク、ガソリンスタンド、塗装・洗浄工場等である。

貧酸素水塊

水に溶けている酸素の量が極めて少ない水塊のこと。東京湾のような閉鎖性水域で富栄養化によりしばしば底層に貧酸素水塊が形成され、水・底質環境の悪化を招き、魚介類の生息に影響を及ぼしている。貧酸素水塊が形成される理由として、海水の交換がされにくい条件下（上下層の水温差による層の形成など）で底層の酸素が有機物の分解のために消費されることがあげられる。

VOC（揮発性有機化合物）

Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合物）

物）の略称で、揮発性を有し、大気中で気体となる有機化合物の総称で、塗料、接着剤、溶剤、インク、ガソリン等に含まれている。代表的な物質としてはトルエン、キシレン、酢酸エチルなどであり、主なもので約200種類ある。

VOCは、有害性を持つことから健康影響が生ずる可能性があるほか、光化学オキシダントや微小粒子状物質の原因物質でもある。

富栄養化

元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて、生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人口・産業の集中、土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。更に進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼については、窒素・磷に関する環境基準の設定及び排水規制等の対策がとられている。

浮遊粒子状物質

(SPM : Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $10\ \mu\text{m}$ 以下のもの。発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなど人の活動に伴うもののほか、自然界（土壌の巻き上げ、海塩粒子、火山灰など）のものがある。また、排出されたとき既に粒子としての性状をもつ「一次粒子」と、硫黄酸化物、窒素酸化物や揮発性有機化合物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する「二次生成粒子」に分類される。

閉鎖性水域

外部との水の交換や流れが少なく、流入した汚濁物質が、そのまま蓄積するような状況にある内湾、内海、湖沼などの水域をいう。東京湾は周辺からの流入汚濁負荷が大きく富栄養化も進行し、赤潮が発生したりしている。

【ま〜わ行】

有害大気汚染物質

大気中濃度が微量で急性影響は見られていないものの、長期的に暴露されることにより健康影響が懸念される物質群の総称。「大気汚染防止法」では、「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの」と定義されている。

湧水地

地下水が地表に流れ出たものを湧水という。都市部では舗装や宅地化によって地表面の被覆が進み、雨水の浸透不足で地下水がかん養しにくくなり、湧水が枯渇していく傾向にある。

要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、道路管理者又は都道府県公安委員会に措置を要請（「騒音規制法」第17条、「振動規制法」第16条）する限度値をいう。また、「大気汚染防止法」第21条第1項の規定に基づく自動車排出ガスによる大気の汚染の限度を定める省令がある。

溶存酸素量（DO : Dissolved Oxygen）

水に溶け込んでいる酸素の量のこと。水中の有機物は好気性微生物により分解されるが、このときに酸素が消費される。有機物が多くなれば、微生物による酸素消費量が増え、溶存酸素量が減少するため、水質の汚濁指標の一つとして用いられている。溶存酸素量が少ない状態が続くと、悪臭が発生したり、水生生物に影響を与えたりすることがある。

粒子状物質減少装置（PM減少装置）

ディーゼルエンジンの排出ガス中に含まれる粒子状物質を、白金等の触媒作用（酸化作用）やフィルターにより捕集し、燃焼等で除去する装置のことである。

類 型

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、水域の利用目的に応じた類型ごとに基準値が定められている。河川は6類型、湖沼は4類型（全窒素及び全リンについては5類型）、海域は3類型（全窒素及び全リンについては4類型）に区分されている。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種について、それらの生息状況を取りまとめたもの。レッドデータブックに掲げるべき絶滅のおそれのある野生生物の種のリストを「レッドリスト」という。

Ⅳ 年表

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
明治31. 3. ー (1898)	・ 大師電気鉄道(株) (現、京浜急行電鉄(株)大師線) 川崎発電所が川崎町新宿に設立される。	
32. 1. 21 (1899)	・ 大師電気鉄道が営業を開始。	
34. 2. 1 (1901)	・ 京浜電気鉄道が営業を開始。	
36. (1903)		2. 10 ・ 日露戦争勃発。
39. 9. ー (1906)	・ 横浜製糖(株) (後の明治製糖(株)現在の大日本明治製糖) が御幸村南河原に設立される。	
41. 8. 18 (1908)	・ 東京電気(株)川崎工場(後の、(株)東芝堀川町工場) が御幸村に設立される。	
42. 7. ー (1909)	・ 日本蓄音機製造(株)川崎工場(後の、日本コロムビア(株)) が川崎町久根崎に完成。	
45. 7. 27 (1912)	・ 川崎町議会全員協議会で「工場誘致を川崎の町是」とすることを決議。	
大正 2. 4. 17 (1913)	・ 日本鋼管(株) (現、JFE(株)) が田島村渡田に工場を新設し、同年12月に平炉操業を開始。 ・ 合資会社鈴木商店(現、味の素(株))が川崎町の多摩川畔に工場を新設し、翌年9月に操業開始。	
3. (1914)		7. 28 ・ 第1次世界大戦勃発。
4. 4. 1 (1915)	・ 富士瓦斯紡績(株)川崎工場が川崎町久根崎に完成し、昼夜操業を開始。	
5. ー. ー (1916)	・ この年、鈴木商店の排出する塩素ガスが付近の農作物に被害を与えたため、補償問題が起こり翌年から賠償支払いを開始。	
6. 7. ー (1917)	・ 浅野セメント(株) (現、(株)デイ・シイ) が東京深川工場の降灰問題のため、田島村に工場移転し、操業を開始。	
7. 16	・ 川崎町、大師河原村の住民が県知事に、浅野セメントの工場進出により、粉じんが果樹の生育に影響を与えるとの嘆願書を提出。	
7. (1918)		11. 11 ・ 第1次世界大戦終結。
12. 7. ー (1923)	・ 大師漁業組合、鈴木商店に対し工場排水が海苔養殖に被害を与えていると申し入れる。	9. 1 ・ 関東大震災発生。
13. 7. 1 (1924)	・ 川崎町、御幸村及び大師町が合併、市制を施行し「川崎市」となる。	
14. ー. ー (1925)	・ 富士電機(株)、明治製菓(株)、日清製粉(株)鶴見工場が操業を開始。	
昭和 2. 3. 9 (1927)	・ 南武鉄道 (現、JR 南武線) が川崎ー登戸駅間で営業を開始。	
4. 1	・ 田島町を川崎市に編入。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和 5. 11. 28 (1930)	・ 鶴見臨海鉄道（現、JR 鶴見線）の扇町－鶴見駅間が全線開通。	
6. (1931)		9. 18 ・ 満州事変勃発。
7. 3. 1 (1932)	・ 大師、羽田等の漁業組合が鈴木商店（現、味の素㈱）の排水による損害解決について、川崎市、神奈川県、農林省へ陳情書を提出。	
8. 8. 1 (1933)	・ 中原町を川崎市に編入。	
9. 4. 12 (1934)	・ 大師の漁業協同組合、海苔採取営業組合、京浜運河(株)との間で、大師地先の公有水面埋立事業に伴う漁業補償が妥結。	
11. 10. 17 (1936)	・ 大師漁業協同組合が、鈴木商店に対し排水による魚族死滅の補償要求の陳情を行う。	12. 19 ・ 神奈川県議会、京浜工業地帯造成工事の実施を議決。
15. 3. － (1940)	・ 市議会、工場ばい煙被害について内務省など関係当局に意見書を提出。	
16. 12. 10 (1941)	・ 県営の京浜工業地帯造成事業の第1工区（水江町）、第2工区（夜光町）が竣工し、川崎市に編入される。	12. 8 ・ 太平洋戦争勃発。
20. 4. － (1945)	・ 米軍機による本格的空襲を受ける。	8. 15 ・ 太平洋戦争終結。
25. －. － (1950)	・ この頃から市民の大気汚染に対する苦情が増え始める。	6. 25 ・ 朝鮮戦争勃発。
26. (1951)		12. 28 ・ 「神奈川県事業場公害防止条例」公布。 （施行27. 3. 1）
27. 9. 21 (1952)	・ 「京浜工業地帯造成事業促進協議会」発足。	12. － ・ ロンドンスモッグ事件。
28. －. － (1953)	・ 大師地区の農作物が大気汚染による被害を受ける。	7. 27 ・ 朝鮮戦争休戦協定調印。 12. 15 ・ 熊本県水俣市で水俣病患者発生。
30. 9. － (1955)	・ 大師地区住民が市議会に対し企業による有害ガスやばい煙が人体や農作物に被害を与えるとして、その防止について請願を行う。	
12. 23	・ 市議会に「川崎市公害防止対策特別委員会」を設置し、全議員で同委員会を構成し、公害問題の協議等を行う。	
12. －	・ 市民による「川崎市煤煙対策協議会」が発足し、ばい煙規制法制定運動を起こす。	
31. 4. 2 (1956)	・ 衆議院商工委員会、市のばい煙等の実態調査を行う。	4. 20 ・ 「都市公園法」公布。 （施行31. 10. 15）
7. －	・ 降下ばいじん量の測定のため、市内16か所にデポジットゲージを設置。	6. 11 ・ 「工業用水法」公布、施行。
13	・ 川崎漁業協同組合、神奈川県と大師地先埋立事業に伴う漁業補償について第1回交渉を行う。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和31. (1956)	この年から翌年にかけて神奈川県企業庁・川崎市及び東亜港湾工業と各地の漁業協同組合が、埋立事業に伴う漁業補償協定を次々に調印する（川崎11.7、横浜生麦11.13、東京大田地先32.3.16、多摩川32.4.2）。	
32. 3. 1 (1957) 29 — 5. 1 7.30 10. 1	- 川崎臨海工業地帯造成工事（県営埋立）の起工式を小島新田地先で行う。 「川崎市都市公園条例」公布。（施行32.4.1） - 川崎市、千鳥町埋立事業に着手。 - 市内15か所で二酸化鉛法による硫黄酸化物濃度の測定を開始。 - 神奈川県営埋立地処分協議会設置。埋立地の分譲処分について検討を行う。 - 神奈川県議会、扇島埋立事業の実施を議決。	1. — 12. — - 熊本大学医学部、水俣病の原因は重金属で、新日本窒素の排水と関係があると発表。 - 荻野医師・富山県医学会でイタイイタイ病の原因は三井金属神岡鉱業所の排水と発表。
33. 4.21 (1958)	神奈川県営扇島埋立事業の起工式を行う。	4.24 12.25 「下水道法」公布。（施行34.2.23） 「公共用水域の水質の保全に関する法律」公布。（施行34.3.1） 「工場排水等の規制に関する法律」公布。（施行34.3.1）
34. 1.20 (1959) 6.20 12.23	「川崎市公害除去施設助成要綱」制定。市内中小企業者に対する助成を開始。 - 県営川崎臨海工業地帯造成事業第2工区（末広町）が完成。 - 県営川崎臨海工業地帯造成事業第3工区（浮島町の一部）が完成。	3.17 「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（工業等制限法）」公布。（施行34.4.1）
35. 4. — (1960) 7.23 10. 1 17 12. —	- 市営埋立第1区（千鳥町の一部）が完成。 - 川労協、公害防止条例制定運動を起こす。 - 川労協、法定数の署名を得て条例制定直接請求書を市議会へ提出。 - 直接請求による条例案を臨時市議会で否決するも、12.24市提案による「川崎市公害防止条例」（旧公防条例）を公布、施行。 - 日石化学を中心とする諸工場により、夜光町、千鳥町、及び扇町を含む地域に石油化学コンビナートが形成。 - 市営埋立第2区（千鳥町の一部）が完成。	
36. 4. 1 (1961) 5. 1 29	- 県営扇島埋立事業第1工区が完成。 - 経済局商工課に「公害係」を新設。 「川崎市公害審査委員会」を設置。	10. — この年から翌年にかけて三重県四日市市でぜん息患者が多発。
37. 3. — (1962) 4. 1 8.31	- 東燃石油化学(株)が浮島町に製油所及びナフサ分解工場を完成させ、石油コンビナートを形成。 - 県営扇島埋立事業第2工区が完成。 - 県営川崎臨海工業地帯造成事業第4工区の1（浮島町の一部）が完成。	5. 1 6. 2 「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」公布。（施行37.8.31） 「ばい煙の排出の規制等に関する法律」公布。（施行37.8.31）
38. 3.30 (1963) 9. 1	- 県営川崎臨海工業地帯造成事業第4工区の2（浮島町の一部）が完成。 - 市全域が、「ばい煙の排出の規制等に関する法律」の指定地域となる。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和38. 10. 25 (1963)	・ 県営川崎臨海工業地帯造成事業（末広町、浮島町等）が完成。	
39. 3. ー (1964) 7. 3 9. 12 12. 9	・ 二酸化硫黄濃度自動測定装置を川崎保健所（川崎区砂子1-6-1）に設置。 ・ 「工業等制限法」が改正され、工場等の新設及び増設を制限する工業等制限区域に川崎、横浜等が入る。（施行40. 1. 1） ・ 川崎商工会議所、「工業等制限法」の川崎適用について、埋立地を適用除外すること等の要望書を神奈川県知事へ提出。 ・ 川崎、横浜、千葉、四日市、大阪等の都市が、「産業公害都市協議会」を結成、川崎市市長が会長となる。	3. 31 ・ 神奈川県「公害の防止に関する条例」公布。（施行39. 6. 1） 6. ー ・ 新潟県阿賀野川流域で有機水銀中毒患者発生。 10. ー ・ 東海道新幹線営業開始。
40. 1. 1 (1965) 26 3. ー 4. 1	・ 「工業等制限法」が東横線以東の地域（埋立地を除く）に適用される。 ・ 川崎、横浜両市はスモッグ対策のため、測定所を5か所設置。 ・ 二酸化硫黄濃度自動測定装置を大師支所（現、川崎区役所大師支所）、中原保健所（現、中原保健福祉センター）に設置。 ・ 経済局工業課公害係を衛生局に移し、公害課を新設。 ・ 「川崎市大気汚染注意報実施要領」を制定、関係工場に対する注意報の発令体制を確立。	1. 22 ・ 神奈川県、「川崎及び横浜地区における大気汚染時の措置要綱」を制定、スモッグ警報の発令体制を確立。
41. 4. 1 (1966) 11. 21	・ 「川崎市公害追放市民協議会」が結成される。 ・ 市庁舎時計塔屋上にばい煙監視用テレビカメラを設置。	6. 30 ・ 「首都圏近郊緑地保全法」公布。（施行41. 12. 15） 9. 1 ・ 自動車（新型）排出ガスの一酸化炭素濃度規制（行政指導）実施。
42. 4. 1 (1967) 8. 1 22	・ 「川崎市公害防止施設整備資金貸付要綱」を制定、貸付を開始。 ・ 国設大気汚染測定所が田島保健所（現、田島支援学校）に設置され、管理運営が市に委託される。 ・ 川崎の石油コンビナートを構成する石油化学30社が共同で、公害問題解消を図るため「川崎地区コンビナート公害研究会（現、川崎環境技術研究所）」を結成。	6. ー ・ 阿賀野川水銀中毒事件（新潟水俣病）訴訟提起。 8. 3 ・ 「公害対策基本法」公布、施行。 9. ー ・ 四日市ぜん息事件訴訟提起。
43. 3. ー (1968) 6. 7	・ 大気汚染集中監視装置を本庁舎に設置し、大師保健所（現、川崎区役所大師支所）、川崎保健所（川崎区砂子1-6-1）及び中原保健所（現、中原保健福祉センター）の二酸化硫黄等の測定値をテレメータで伝送し、常時監視する体制を確立する。（稼働43. 8. 7） ・ 市議会、川崎市の公害対策に関する意見書を内閣総理大臣に提出することを可決する。	3. ー ・ イタイイタイ病事件訴訟提起。 4. ー ・ 東名高速道路東京－厚木間開通。 6. 10 ・ 「大気汚染防止法」公布、一部施行。（完全施行43. 12. 1） ・ 「騒音規制法」公布。（施行43. 12. 1）
44. 3. 6 (1969) 26 4. 1 5. 24	・ 日本鋼管(株)（現、JFE スチール(株)）、川崎市に対して扇島前面海域に約550万 m²の埋立地を造成し、京浜製鉄所の主力部門を移転したい旨の申入れを行う。 ・ 川労協、「公害対策特別委員会」を設置。 ・ 公害課を「公害部」に昇格。 ・ 「騒音規制法」による規制地域に指定され、規制基準が適用される。 ・ 川崎医療生協公害対策委員会など5団体により「川崎から公害をなくす会」が結成される。	2. 12 ・ 「いおう酸化物に係る環境基準」閣議決定。 4. ー ・ 群馬県の調査により、安中市でイタイイタイ病の要観察者を発見。 5. 23 ・ 第1回「公害白書（厚生省）」を発表。 6. ー ・ 水俣病事件訴訟提起。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和44. 6. 9 (1969)	・ 東京都、横浜市、川崎市が公害対策のため初の汚染連絡会議を開催。	12. 25 ・ 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」公布、施行。
7. 17	・ 神奈川県、横浜市、川崎市が、日本鋼管(株) (現、JFE(株)) の扇島前面海域埋立計画協議のため「扇島埋立対策協議会 (現、扇島問題連絡協議会)」を結成。	12. ー ・ 大阪空港訴訟提起。
29	・ 「大気汚染防止法」に基づく硫黄酸化物排出基準の一部改正により、京浜地区に特別排出基準が適用される。	
9. 1	・ 庁内関係局間の連絡調整を図るため、「川崎市公害対策連絡会議」を設置。	
12. 2	・ 「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」を制定、施行。	
45. 1. 1 (1970)	・ 「大気汚染による健康被害の救済措置に関する規則」に基づき、市独自で大師、田島の両保健所管内を公害病認定地域に指定、被害者救済を開始。	2. 20 ・ 「一酸化炭素に係る環境基準」閣議決定。
9	・ 横浜、川崎両市で大気汚染注意報を同時発令する広域発令体制を確立。	4. 21 ・ 「水質汚濁に係る環境基準」閣議決定。
2. 1	・ 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に基づき、大師、田島の両保健所管内が地域に指定され、国による救済開始。	5. ー ・ 富山県黒部市、日本鉱業三日市精錬所に起因するカドミウム汚染を発表。
4. 1	・ 「川崎市公害対策審議会条例」公布、施行。	7. 18 ・ 東京都杉並区を中心に光化学スモッグが発生し、6,000人が目や喉の痛みを訴える。
5. 10	・ 「川崎市公害防止条例 (旧条例)」を廃止。	10. 1 ・ 神奈川県公害センター川崎支所開設。
8. 5	・ 公害病認定患者とその家族により、「川崎公害病友の会」結成。	12. 18 ・ 第64臨時国会 (公害国会) で改正公害対策基本法など公害関係14法が可決成立 (制定：「水質汚濁防止法」「公害防止事業費事業者負担法」「農地用の土壌の汚染防止等に関する法律」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等)。
7	・ 市内で最初の光化学スモッグが幸地区から多摩地区にかけて発生し、多くの被害者がでる。	
24	・ 「川崎公害対策審議会」発足。	
10. 1	・ 日本鋼管(株) (現、JFE スチール(株)) など37社 (39工場) と「大気汚染防止に関する協定」を締結。	
12. 25	・ 昭和電工(株)川崎工場の排水口付近のヘドロから多量のシアン、ヒ素、カドミウム、水銀などが検出される。	
	・ 「川崎市公害防止資金の貸付に関する条例」を公布、施行。	
	・ 大師、田島、川崎及び中原の各測定所にオキシダント濃度測定装置を設置。	
	・ 扇島問題連絡協議会と日本鋼管(株)が同社京浜製鉄所の主要部分を扇島埋立地に移転することに伴う「公害防止協定」を締結。	
46. 3. ー (1971)	・ 一般環境大気測定所を御幸保健所 (幸区戸手本町1-11-1) に設置。	2. ー ・ 愛知大学立川涼助教授ら、PCB が鳥や魚に蓄積されていると発表。
4. 1	・ 市独自の水質管理計画に基づき、河川12地点、海域12地点の定期水質調査を開始。	3. 12 ・ 「神奈川県公害防止条例 (旧条例)」公布。(施行47. 9. 11)
	・ 川崎市公害対策審議会、「公害病認定患者が死亡した場合の措置について」答申。(諮問45. 11. 17)	5. 25 ・ 「騒音に係る環境基準」閣議決定。
	・ 市独自で東海道線以東の中央地区を公害病認定地域に指定し、法に準じた内容の救済を開始。	5. 26 ・ 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特例措置に関する法律」公布、施行。
23	・ 本庁舎前に「大気汚染状況電光表示盤」を設置し、大師、田島、中央地区の二酸化硫黄濃度等の表示を開始。	27 ・ 「神奈川県における光化学公害緊急時の暫定措置要綱」施行。
5. 10	・ 一般環境大気測定所を高津支所 (溝口1-6-10)、稲田保健所に設置。	6. 1 ・ 「悪臭防止法」公布。(施行47. 5. 31)
27	・ 「川崎市光化学公害対策実施要領」を施行。	
31	・ 市内で最初の光化学スモッグ注意報を発令。	
8. 27	・ 市長が市内の鉄鋼、化学、石油等の大手工場を視察し、各企業に対して公害防止計画の提出を要請。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和46. 8. 28 (1971)	・ 市長が公害病認定患者及びその家族と初の話し合いを行う。	6. 10	・ 「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」公布、施行。
9. 29	・ 公害病によるぜん息発作のため、市で最初の学童犠牲者がでる。	7. 1	・ 「環境庁」設置。
10. 1	・ 「大気汚染防止法施行令」の一部改正により、工場の立入調査権及び公害規制権限が大幅に市へ委譲される。	10. ー	・ 鹿島臨海工業地帯でシアン混入粉じん事件発生。
15	・ 衛生局公害部を昇格し、「公害局」を新設。	12. 28	・ 「水質汚濁に係る環境基準」告示。
26	・ 公害病認定患者への総合対策として、医療救済や療養環境の整備、生活保障の制度等を確立。		
11. 16	・ 「首都圏から公害を追放し生命と暮らしを守る会」が結成される。		
47. 1. 12 (1972)	・ 大手8社（8工場）と「大気汚染防止に関する覚書」を交換。	1. 11	・ 「浮遊粒子状物質に係る環境基準」告示。
14	・ 川崎市公害対策審議会、「公害行政諸制度の制定について」答申。（諮問46. 10. 19）	ー	・ 宮崎県医師会、土呂久地区住民からヒ素を検出。
2. 1	・ 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行令」の一部改正により、東海道線以東の中央地区（川崎区から田島、大師地区を除いた地区）が公害病認定地域に追加指定される。	3. 21	・ 滋賀県公害課、日本コンデンサー草津工場周辺の水田、畔、沈澱池の土から高濃度の PCB を検出したと発表。
3. 28	・ 「川崎市公害防止条例」公布。（施行47. 9. 27）	6. 3	・ 「公害等調整委員会設置法」公布。（施行47. 7. 1）
4. 1	・ 政令指定都市となり、川崎区、幸区、中原区、多摩区、麻生区の5区が誕生	5	・ スウェーデンのストックホルムで「国連人間環境会議」開催。
10	・ 「川崎市公害監視センター」完成。	14	・ 「神奈川県大気汚染緊急時措置要綱」制定、施行。
5. ー	・ PCB 使用工場、下水処理場、日用品類、公共用水域の水質・底質・魚類、地下水、水田土壌及び大気等について PCB 汚染の実態調査を行う。	22	・ 「自然環境保全法」公布。（施行48. 4. 12）
6. 1	・ 市の公害病被認定者総数が1,000人を超える。	8. ー	・ 播磨灘を中心に瀬戸内海で大規模な赤潮が発生、養殖ハマチに大きな被害を与える。
6. 1	・ 市独自で幸区（日吉地区を除く）及び堤根（東海道線以西の川崎区）を公害病認定地域に指定し、法に準じた救済を開始。	12. 19	・ 公害対策基本法に基づく「神奈川地域公害防止計画」策定、承認。
6. ー	・ 公害監視センターの大気汚染自動監視システムが完成（神奈川県所管の高津区役所（高津区溝口1-6-10）、多摩保健所（多摩区登戸1785）の測定所を市に移管）。	ー	・ 「国連環境計画（UNEP）」発足。
11	・ 市内で最初の「光化学スモッグ警報」が発令される。		
12	・ 市長、「公害対策協力財団」の設立を商工会議所会頭へ要請。		
8. 18	・ 「全市緑化作戦」の一項として、工場敷地内の積極的な緑化を図るため、67社と「工場緑化協定」を締結。		
ー	・ 川崎の環境保全市民会議、市議会に対して「みどりの条例」制定の直接請求を行う。		
ー	・ 市内の大手42工場を対象とした「発生源亜硫酸ガス自動監視装置」が完成。		
9. 21	・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市公害防止条例の施行に必要な諸基準値について」答申。（諮問47. 6. 13）		
22	・ 「財団法人川崎市公害対策協力財団」設立。		
27	・ 「川崎市公害防止条例」に基づき、「硫黄酸化物」と「粉じん」に係る環境上の目標値を制定告示。		
10. 1	・ 「川崎市公害監視会議」発足。		
20	・ 市長、東京湾を囲む1都2県11市に対して広域公害対策の推進について協力を要請する。		
11. ー	・ 「自然環境保全審議会条例」公布。（49. 4. 1廃止）		
12. ー	・ 「自然環境保全審議会」発足。		
ー	・ 本庁舎前に自動車排出ガス測定所を設置。		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和48. 1. 1 (1973) 9	・「川崎市公害病認定患者救済基金制度」実施。	4. 1	・「神奈川県公害防止 条例施行規則」一部 改正（海域の排出基 準にBODを追加）。
2. 15	・「川崎市公害病認定患者療養生活補助費等助成 条例」を公布、施行し、48年1月1日にさかのぼ って適用する。	5. 1	・「道路運送車両の保 安基準」一部改正（点 火時期調整、排ガス 減少装置の取付け等 を義務付ける。）。
3. 20	・衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会委員 が、臨海工業地帯を視察。	8	・「二酸化窒素及び光 化学オキシダントに 係る環境基準」告示。
—	・遠藤町交差点、木月4丁目交差点に自動車排出 ガス測定所を設置。	16	・「二酸化硫黄に係る 環境基準」改定告示。
4. 18	・「川崎市光化学スモッグ被害者医療費支給要 綱」を制定、施行。	22	・熊本大学第2次水俣 病研究班、有明海沿 岸で水俣病患者が発 見されたと発表。
5. 2	・東京湾を囲む関係市の公害担当局部長会議を 川崎市で開催。	8. 10	・「大気汚染防止法施 行令」一部改正、工 場等からの窒素酸化 物の排出基準を設定 （第1次規制）。
21	・川崎市、横浜市長が共同で東京湾都市の広域 公害対策に係る首長会議の開催を提唱。	9. 1	・「都市緑地保全法」 公布。（施行49. 2. 1）
25	・「悪臭防止法」に基づく規制地域及び規制基準 値を告示。（施行48. 5. 31）	10. 5	・「公害健康被害補償法」 公布。（施行49. 9. 1）
30	・自然環境保全審議会、「川崎市の自然環境保全 に関する基本的事項について」答申。 （諮問48. 1. 13）	—	・第1次石油ショック が起きる（第4次中東 戦争）。
6. 1	・大気汚染緊急時通報用ファックスの運転を開 始。	10. 16	・「化学物質の審査及 び製造等の規制に関 する法律」公布、一 部施行。 （完全施行49. 4. 16）
26	・東京湾を囲む都市の公害対策会議を川崎市で 開催。		
9. 1	・大気汚染等に係る夜間常勤体制を実施する。		
10. 2	・衛生局に「公害補償課」を新設。		
—	・「川崎市における自然環境の保全及び回復育成 に関する条例」を公布。（施行49. 4. 1）		
4	・市域の東京湾岸の底質から総水銀が検出され、 水銀使用3工場（味の素、昭和電工、セントラ ル化学）と「公共用水域における底質の浚渫に 関する協定」を締結。		
12. 15	・「川崎市公害研究所」完成。		
28	・「川崎市自動車公害対策基本要綱」制定。		
49. 1. 1 (1974)	・「川崎市公害防止条例」に基づく硫黄酸化物及 びばいじんに係る総量規制基準を適用。	1. 21	・昭和50年度以降生産 される自動車の排出 ガス量の許容限度告 示（日本版マスキー 法:50年度規制）。
3. 27	・光化学公害一斉通報装置が完成。 （61. 3. 31廃止）	3. 30	・名古屋新幹線公害訴 訟提起。
—	・新川通交差点に自動車排出ガス測定所を設 置。	5. 20	・神奈川県、騒音規制 法に基づく特定工場 等において発生する 騒音について規制す る地域等を指定。
4. 1	・「大気汚染防止法施行令、施行規則」の一部 改正に伴い、市内における硫黄酸化物に係る排 出基準が強化される。	6. 1	・「生産緑地法」公布。 （施行49. 8. 31）
7. 6	・「土木局緑地部」を昇格し、「環境保全局」を 新設。	7. 18	・七大都市首長懇談 会、「自動車排出ガス 対策の推進に関する 声明」を発表し、「七 大都市自動車排出ガ ス規制問題調査団」 を設置。
7. 6	・湿性大気汚染（酸性雨）に対する緊急対策とし て市内7か所で雨水のpH値等の測定を開始。	9. 30	・水質汚濁に係る環境 基準に一部改正、告 示。（水銀の基準強 化）
8. 6	・プールにおける光化学公害による被害防止対 策を定める。		
9. 27	・川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物対策につ いて」答申。（諮問48. 3. 26）		
10. 26	・「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正し 窒素酸化物に係る総量規制の諸基準値を設定。		
11. 11	・「川崎市公害防止条例」に基づき、窒素酸化 物（二酸化窒素として）に係る環境上の条件につ いての目標値を設定、告示。		
	・川崎市公害健康被害補償事業として、公害健 康被害補償法が関与しない49年8月以前に係る過 去分の補償、法律施行に伴う不利益の補償、市 民施設の建設について市長と企業、市長と患者 代表がそれぞれ確認書に調印。		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和49. 11. 30 (1974)	公害健康被害補償法に基づき、川崎区（東海道線以西の地域）及び幸区が認定地域に追加指定され、国による救済が始まる。	11. 30	「大気汚染防止法施行規則」一部改正、総量規制施行。
— 12. 6	- 市の公害病認定者総数が2,000人を超える。 - 多摩区王禅寺黒須田川流域のカドミウム汚染緊急対策として、対策会議を設置し産米の一時使用停止や環境調査等を実施。		
50. 1. 1 (1975)	中原、高津、多摩測定所で昭和49年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。	2. 3	水質汚濁に係る環境基準の一部改正、告示（PCB の設定）。
17	「自然環境保全基本計画」を公表。	7. 29	「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」告示。
3. 31	市内大手企業33社を対象とした公害自主規制のための情報提供を行う「環境大気汚染状況タイプ式通報装置」の送信装置が完成。（61. 3. 31廃止）	9. 4	「騒音規制法に基づく自動車騒音の限度」改定、告示。
—	高津十字路交差点に自動車排出ガス測定所を設置。（60. 3. 31廃止）	11. 1	「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、施行（ばい煙に係る有害物質の規制基準の強化等を図る。）。
6. 6	市内で2回目の光化学スモッグ警報が発令される。	12. 10	「大気汚染防止法施行令」一部改正、工場等に係る窒素酸化物の排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加。（第2次規制）
12	川崎港の京浜運河で多量の魚が浮上、海水から高濃度のシアンが検出される（原因はS工場の排水であると判明）。		
22	川崎市長、神奈川県知事、東京都知事及び環境庁長官が、多摩川及び流域を視察。		
8. 18	六価クロム使用工場等の緊急実態調査を開始。		
22	東京湾を囲む27自治体の参加による「東京湾岸自治体公害対策会議」発会式を川崎市で開催。		
9. 28	多摩川流域の環境浄化のため、流域自治体と国の関係機関により「多摩川流域環境保全対策連絡会議」を開催し、対策要綱を定める。		
51. 1. 1 (1976)	- 幸区以北の測定所で、昭和50年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。 - 川崎区の大師、田島支所管内の二酸化硫黄濃度平均値0.04 ppm 以下を達成するための市条例規制基準を適用。	3. 5	「新幹線鉄道騒音対策要綱」閣議決定。
3. —	市の公害病被認定者総数が3,000人を超える。	6. 10	「振動規制法」公布。（施行51. 12. 1）
5. 31	76世界環境展（東京・晴海）へ市の環境週間行事の一環として“人間都市の展望と新しい都市環境—川崎市の環境行政へのとりくみ—”をテーマに出展。		
10. 1	東京湾岸自治体公害対策会議事業の一環として湾岸の大手工場等を対象に排水の一斉立入り調査を実施。		
4	「川崎市環境影響評価に関する条例」公布。（施行52. 7. 1）		
11. 1	日本鋼管(株)（現、JFE スチール(株)）京浜製鉄所に係る公害防止協定（4者協定）の別紙・公害防止対策を改定。		
12. 8	「川崎市環境影響評価審議会規則」を公布、施行。		
52. 2. 8 (1977)	皇太子殿下（今上天皇陛下）が公害研究所を視察。	5. —	環境庁、環境影響評価法案の要綱試案発表。
20	「財団法人川崎・横浜公害保健センター」設立が許可される。	6. 16	「大気汚染防止法施行規則」一部改正（ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加（第3次規制））。
6. 30	「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」公布。（施行52. 7. 1）	11. 1	神奈川県、振動規制法に基づく地域を指定、特定工場から発生する振動の規制基準を制定施行。
7. 1	「地域環境管理計画」を制定。		
8. 1	川崎市公害対策審議会、「川崎市における硫黄酸化物に係る対策について」答申。（諮問51. 11. 9）		
10. 5	川崎市公害対策審議会、「炭化水素に係る対策について」答申。（諮問50. 9. 10）		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和53. 1. 1 (1978)	「川崎市公害防止条例及び施行規則」の一部改正、炭化水素系物質に係る設備基準を施行。 「川崎市公害防止条例」に基づく窒素酸化物に係る総量規制基準を適用。	3. 31 「神奈川県公害防止条例」全面改正、新条例公布。(施行53. 9. 30)
10	「悪臭防止法」に基づく追加3物質（二酸化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）の規制基準を告示。(施行53. 1. 12)	7. 11 「二酸化窒素に係る環境基準」改定、告示(1時間値の1日平均値0.02 ppm を0.04 ppm ～0.06 ppm のゾーン内又はそれ以下)。
3. 31	環境大気測定所を宮前区鷺沼配水所(宮前区土橋3-1-2)に、自動車排出ガス測定所を多摩区役所前にそれぞれ設置。	
4. 1	「財団法人川崎・横浜公害保健センター」が業務を開始。	
7. 25	市内の飲食店を対象に、騒音防止のためのリーフレットを配布し、特に深夜における騒音（カラオケ等）の防止を呼びかける。	
12. 21	市内の大手32工場を対象とした「発生源窒素酸化物自動監視装置」完成。	
54. 2. 24 (1979)	市議会第3委員会において「武蔵野南線騒音振動対策に関する請願」、「武蔵野南線振動騒音公害対策に関する陳情」が趣旨採択される。	— この年、第2次石油ショックが起きる（イラン革命）。
3. 31	一般環境大気測定所を麻生区百合丘第1公園（麻生区百合丘2-10）に、自動車排出ガス測定所を宮前区馬絹交差点にそれぞれ設置。	6. 12 「水質汚濁防止法」一部改正、総量規制を施行。
6. 30	工場廃液を不法投棄したK工場を水質汚濁防止法違反で告発。	8. 10 「大気汚染防止法施行規則」一部改正（ボイラーなどの窒素酸化物排出基準を強化、規制対象施設の種類を追加）。（第4次規制）
12. 7	廃液処理中に有毒ガス（硫化水素）漏出事故を起こしたM工場に対し、操業停止を命ずる。	
21	大量の廃油流出事故を起こしたU工場に対し、操業の一部停止を命ずる。	
55. 1. 1 (1980)	市全域で、昭和54年の二酸化硫黄濃度が環境目標値を達成。	6. 13 東京湾水質総量規制に係る「神奈川県総量規制基準」告示。
23	「七大都市自動車技術評価委員会」を川崎市で開催。	9. — 第1回「地球的規模の環境問題に関する懇談会」開催。
6. 2	生活クラブ生活協同組合が母体となり、合成洗剤追放の条例制定直接請求を行う。	10. — 「国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」発効。[採択1971. 2]
7. 1	市議会、直接請求による合成洗剤追放条例案を否決するも、議員提案による「川崎市合成洗剤審議会条例」を可決、公布。(施行55. 7. 16)	11. — 「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）」発効。[採択1971. 11]
3	環境庁長官、多摩川流域環境保全対策連絡協議会の要望により多摩川流域を視察。	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）」発効。[採択1973. 3]
8. 8	「川崎市公園緑地審議会」発足。	
9. 1	「川崎市自動車公害問題調査研究専門委員会」を設置。	
10. 20	川崎市公害対策審議会、「窒素酸化物に係る当面の対策について」答申。(諮問53. 10. 9)	
12. 18	「川崎市公害防止条例施行規則」を一部改正、窒素酸化物に係る規制基準の改定を行い、併せて中間目標値の達成年次を告示。	
56. 3. 31 (1981)	- 自動車排出ガス測定所を麻生区多摩消防署柿生出張所、川崎区池上新田公園に設置。 - 環境水質測定所を高津区の平瀬川に設置。(H19. 9廃止)	6. 2 「大気汚染防止法施行令」一部改正（総量規制基準の指定ばい煙として、窒素酸化物を指定、指定地域として東京、神奈川、大阪地域を指定）。
6. 26	「地域環境管理計画」の一部（緑地）を改正。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和56. (1981)		9. 30 ・「大気汚染防止法施行令」一部改正（窒素酸化物総量規制の対象工場等の規模に関する基準と総量規制基準設定に係る基本的考え方を示す。）。
57. 3. 18 (1982)	川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害補償を求めて、訴訟を起こす。（第1次）原告119人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社	1. 1 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正（対象施設を追加）。 4. 1 ・大気汚染防止法による窒素酸化物総量規制に係る「神奈川県における総量規制基準」設定。 ・「神奈川県公害防止条例」一部改正（深夜のカラオケ騒音を規制）。
31	環境水質測定所を登戸排水路、ニヶ領用水の上河原取水、矢上川にそれぞれ設置。（H19. 9廃止）	6. 1 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正（ばいじんの規制基準強化）。
7. ー	行政区再編により、高津区から宮前区が、多摩区から麻生区が分区して誕生し7区制となる。	7. 1 ・神奈川県、「東京湾富栄養化対策指導指針」施行。 10. 1 ・「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正（ばいじん排出基準強化）。
58. 3. 31 (1983)	- 環境水質測定所及び工場・事業場と公害監視センターをテレメータで結ぶ「水質自動監視システム」が完成。 - 環境水質測定所を麻生川、真福寺川にそれぞれ設置（H19. 9廃止）。	9. 10 ・「大気汚染防止法施行規則」一部改正（固体燃料燃焼ボイラーの窒素酸化物排出基準並びに新設に係る基準を強化）。（第5次規制）
4. 26	川崎市自動車公害問題調査研究専門委員、「かわさきのより良い交通環境をめざして」と題する提言を行う。	10. 28 ・騒音規制法に基づく「自動車騒音の大きさの限度」一部改正（大型トラック等の60年度規制）。
30	川崎市合成洗剤審議会、「合成洗剤問題への川崎市の対応指針について」答申。	
7. 20	市における洗剤に係る具体的対策を策定し、その総合的かつ円滑な推進を図るため「川崎洗剤対策推進委員会」を設置。	
22	市内の公共水域における生活排水による水質汚濁の防止を図るため、「川崎市生活排水対策委員会」を設置。	
8. 1	「川崎洗剤対策推進方針」策定。	
9. 14	川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害の補償を求めて訴訟を起こす。（第2次）原告114人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社	
10. 4	「川崎市合成洗剤審議会条例」廃止。	
12. 15	「川崎市自動車公害問題協議会」設置。	
59. 3. 1 (1984)	環境影響評価報告書作成及び資料編等作成マニュアル（住宅建設計画編）を定める。	8. ー ・「トリクロロエチレン等の排出について暫定指導指針」を策定。
31	環境水質測定所を有馬川、三沢川にそれぞれ設置。（H19. 9廃止）	
4. 1	「川崎市生活排水対策推進要綱」施行。	
5. 17	「川崎市ニヶ領用水水質浄化対策委員会」設置。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項	
昭和59. 6. 22 (1984)	・ シアン流出事故を起こしたP工場に対し、水質汚濁防止法に基づき特定施設の使用一時停止及び汚水等の処理方法の改善を命ずる。		
9. 26	・ アルカリ性、酸性廃液流出事故を起こしたS工場に対し、水質汚濁防止法に基づき、汚水の処理方法の改善を命ずる。		
60. 3. 9 (1985)	・ 川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。 (第3次) 原告107人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社	6. 6 ・ 「大気汚染防止法施行令」一部改正、小型ボイラーの規制に、燃料使用量の要件を追加。	
30	・ 環境水質測定所を京浜運河に設置。(H19. 9廃止)		
—	・ 高津十字路測定所(自動車排出ガス測定所)、道路拡張のため、測定中止。		
4. 1	・ 「川崎市基金条例」に「緑化基金」を新設。		
61. 3. 14 (1986) 4. 1	・ 「財団法人川崎市緑のまちづくり協会」設立。	10. 30	・ 中央公害対策審議会、「水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改定について」答申。
6. —	・ 公害局、環境保全局、企画調整局環境管理部の2局1部を合併、新たに「環境保全局」設置。		
25	・ 二子測定所(自動車排出ガス測定所)設置。		
26	・ 61グリーンアップかわさき(第2次緑化大作戦)を発表。		
10. 1	・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における生活騒音に係る対策について」答申。 (諮問58. 12. 21)		
18	・ 川崎市公園緑地審議会、「より快適な都市の地域環境を創造するため市の公園緑地(含、街路樹)はいかにあるべきかについて」答申。 (諮問56. 2. 20)		
~31	・ 騒音振動測定車用にメタノール自動車を導入。		
12. 6	・ かながわ都市緑化川崎フェア(かわさきグリーンピア86)を等々力緑地にて開催。		
18	・ 「川崎市環境問題研究委員会」発足。		
	・ 川崎区旭町2丁目の国道409号及び宮前区土橋1丁目の市道尻手黒川縁のそれぞれ上り車線計2か所に「自動車騒音電光表示板」を設置。		
62. 2. 9 (1987)	・ 東京都、神奈川県、川崎市他、流域35行政からなる「多摩川流域協議会」発足。	9. 26	・ 公害健康被害補償法の一部改正法を公布。(施行63. 3. 1)
6. 21	・ 「水辺に親しむ親子教室」開催。	10. 7	・ 中央公害対策審議会、「公害健康被害補償法41指定地域及び4指定疾病の解除」。
7. 1	・ 「川崎市生活騒音の防止に関する要綱」施行。	30	・ 「公害健康被害補償法施行令」一部改正。
9. 29	・ 瀋陽市との友好都市提携5周年を記念して、大師公園内に中国庭園(瀋秀園)開園。		
63. 3. 25 (1988)	・ リエカ市との姉妹都市提携10周年を記念して、平間公園内に「リエカの森」完成。	2. 1	・ 「大気汚染防止法施行令」一部改正(対象施設に、ガスタービン、ディーゼル機関を追加)。
29	・ 川崎市自然環境保全審議会、「川崎市域における傾斜緑地の保全手法の在り方について」答申。	5. —	・ 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」公布、施行。
4. 19	・ 川崎市環境問題研究委員会、「川崎市における豊かな都市環境の創造に向けて(21世紀をめざす新たな環境対策の確立)」を提言。	9. —	・ 「オゾン層保護のためのウィーン条約」締結。[採択1985. 3]
5. 24	・ 川崎市アスベスト対策推進協議会発足。		
12. 4	・ 川崎公害病友の会の患者とその遺族らが、公害の差止めと損害賠償を求めて、訴訟を起こす。 (第4次) 原告100人 被告 国、国鉄、首都高速道路公団、民間企業12社		

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
昭和63. (1988)		9. ー ・「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」締結。[採択1987.9] 11. ー ・「気候変動に関する政府間パネル(ICPP)」設定。
平成元. 3. 2 (1989) 23 ー 30 31 4. 1 5. 1 9. 1 11. 9 ー11	・「川崎市先端技術環境対策専門委員会」発足。 ・市庁舎前の大気汚染電光表示盤が、新装完成。 ・公害研究所に最新の大気・水質測定車を導入。 ・川崎市公害対策審議会、「川崎市における今後の窒素酸化物対策について」答申。(諮問61.8.18) ・「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」一部改正(大規模建築物の新設を追加)。(施行元.10.1) ・環境保全局に「管理部」新設。 ・「川崎市公害防止資金融資要綱」改正。(副室式貨物自動車の購入を融資対象に追加) ・環境保全局に「生田緑地ゴルフ場準備室」を新設。 ・公害パトロール車として、メタノール自動車を導入。 ・第30回大気汚染学会を川崎市で開催。	2. 1 ・神奈川県、ガスタービン、ディーゼル機関及びガスエンジンに係る窒素酸化物対策指導要綱を施行。 3. 13 ・中央公害対策審議会、「石綿製品等製造工場から発生する石綿による大気汚染の防止のための制度の基本的な在り方について」答申。 ・中央公害対策審議会、「トリクロロエチレン等を含み廃棄物の最終処分基準等の設定について」答申。 29 ・「水質汚濁防止法施行令」一部改正(有害物質としてトリクロロエチレンを追加)。(施行元.10.1) ・「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正(第2種特定化学物質としてトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を追加)。(施行元.4.1) 10. 1 ・「水質汚濁防止法」一部改正、施行(地下浸透水の浸透の制限、地下水の監視、事故時の措置を追加)。 ・「神奈川県公害防止条例施行規則」一部改正、施行(有害物質を追加及び有害物質を含む水の地下浸透の制限を追加)。 12. 27 ・「大気汚染防止法」一部改正(石綿を特定紛じんとして追加)。
2. 2. 14 (1990) 15 3. 30 4. 1 6. ー 6. 6	・多摩美ふれあいの森を設置(6,942 m²)。 ・川崎市公害対策審議会へ「市内河川の水質管理目標について」諮問。 ・川崎市基金条例を改正、「地域環境保全基金」を新設。 ・「川崎市有機塩素系化学物質に関する市内連絡会議設置要綱」を策定。(H19.6廃止) ・川崎市「ごみ非常事態」を宣言。 ・第1回環境シンポジウム開催。	3. 16 ・中央公害対策審議会、「生活雑排水対策に係る制度の在り方について」答申。 5. 24 ・環境庁、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁防止に係る暫定指導指針」策定。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 2. 6. 8 (1990)	- 第 1 回環境フェアを開催。 - 市内全域を対象とした「地下水概況調査」(3 か年計画) 開始。 「国際花と緑の博覧会」で「川崎市の日」に記念イベントを実施。 「川崎市総合的環境行政制度検討委員会」が発足。(廃止)	9. 22 「水質汚濁防止法」一部改正 (生活排水対策の推進を追加)。
9. 12		10. 2 第 4 回地球環境保全に関する関係閣僚会議、「地球温暖化防止行動計画」決定。
9. 12		
3. 3. 12 (1991)	「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、副室式ディーゼル貨物自動車の他に低公害な自動車を融資対象に追加。 - 川崎市先端技術環境対策専門委員会、「先端技術産業における新たな環境対策の確立に向けて」を提言。 - 第 25 回六都県市首脳会議を開催。 - 電気自動車 (軽バン) 5 台を導入、低公害車普及促進のためのシンボルマークを披露。 「夏休み多摩川教室」を開催。 - 川崎市総合的環境行政制度検討委員会、「総合的環境行政制度の創設に向けて」を提言。 「川崎市自動車公害防止計画」策定。 「川崎市ゴルフ場農薬環境問題連絡会」発足。 - ハイブリッドエンジンバス 1 台を市バスに導入。 「川崎市環境基本条例」公布。(施行 4. 7. 1)	1. ー 「化学的酸素要求量に係る総量削減基本方針 (東京湾等) 策定 (第 3 次水質総量規制)。
4. 25		4. 26 「再生資源の利用の促進に関する法律」公布。(施行 3. 10. 25)
8. 1		5. 10 環境庁、「地球環境モニタリング計画」策定。
6		7. 8 中央公害対策審議会、「土壌の汚染に係る環境基準の設定について」答申。
19		26 「水質汚濁防止法施行令」一部改正 (トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンによる洗浄施設、蒸留施設を特定施設に追加)。(施行 3. 10. 1)
9. ー		8. 23 「土壌汚染に係る環境基準」告示。
10. ー		9. 4 中央公害対策審議会、「悪臭物質の指定及び規制基準の範囲の設定について」答申。
12. 18		18 「再生資源の利用の促進に関する法律施行令」公布。(施行 3. 10. 25)
25		11. 26 中央公害対策審議会、「今後の水俣病対策の在り方について」答申。
		12. 19 「大気汚染防止法施行令」一部改正 (特定粉じんとして石綿を追加指定ほか)。(施行 3. 12. 27)
		22 中央公害対策審議会、「今後の自動車排出ガス低減対策の在り方について」答申。
		27 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令」一部改正。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 4. 3. 2 (1992)	・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における河川の水質管理目標について」答申。(諮問2. 2. 15)	3. 30 ・ 東京湾総量規制に係る「第3次神奈川県総量規制基準」告示。
3	・ 電動ごみ収集車1台を導入。	4. 26 ・ 「水質汚濁防止法施行令」一部改正(トリクロロエチレン等の有機塩素系物質に係る洗浄施設を追加)。
19	・ 「川崎市自動車公害対策推進協議会」発足。	5. ー ・ 「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」発効。[採択1989. 3]
31	・ 木月自動車排出ガス測定所を廃止。	15 ・ 中央公害対策審議会・自然環境保全審議会、「国際環境協力の在り方について」答申。
4. 1	・ 環境保全局に「環境政策室」新設。	6. 3 ・ ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」(地球サミット)開催(リオ宣言、アジェンダ21等採択)。
22	・ 「川崎市先端技術産業環境対策指針」施行(H18. 10廃止)。	3 ・ 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(自動車 NOx 法)公布。(施行4. 12. 1)
5. 14	・ 生田ふれあいの森設置(2, 937 m ²)。	12 ・ 中央公害対策審議会、「特別管理一般廃棄物等の最終処分に關する基準の設定等について」答申。
26	・ 第27回七都県市首脳会議開催(地球環境保全首都圏アピール採択)。	7. 4 ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」一部改正、施行。
31	・ 地球サミット首都圏七都県市派遣団の一員として市職員2名を派遣(世界都市フォーラム、ジャパンデー等に参加)(～6. 8)。	8. 10 ・ 「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」一部改正。
7. 1	・ 多摩区役所前自動車排出ガス測定所を廃止。	10. 20 ・ 中央公害対策審議会及び自然環境保全審議会「環境基本法制の在り方について」答申。
31	・ 「川崎市環境基本条例」施行。	30 ・ UNEP 国際環境技術センター開設(大阪府、滋賀県)
8. 6	・ 「第1回川崎市先端技術産業環境保全委員会」開催(委員として学識経験者5人を委嘱)。	11. ー ・ 通産省の産業構造審議会等3審議会合同会議、「今後のエネルギー環境政策の在り方について」報告書公表。
10. 1	・ 「貨物自動車使用管理マニュアル」作成。	12. 16 ・ 「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」公布(バーゼル条約等の的確かつ円滑な実施の確保)。(施行5. 12. 16)
10. 1	・ 中原平和公園に自動車排出ガス測定所を設置。	
10	・ 「NOxを減らすためのボイラー適正管理マニュアル」作成。事業者等に配布。	
～11	・ 第1回目の「かわさき低公害車フェア'92」を開催。	
11. 13	・ 川崎市環境政策審議会へ「川崎市環境基本計画の基本的事項について」諮問。	
15	・ 「第9回都市緑化かながわフェア」に「川崎の日」として参加。	
18	・ 第28回七都県市首脳会議を開催。同時に首都圏サミット「フォーラム'92」を開催。	
	・ 「第1回川崎市先端技術産業環境対策協議会」開催。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 5. 2. 2 (1993)	・ 川崎市公害対策審議会へ「川崎市における土壌汚染対策について」諮問。	1. 18 ・ 中央公害対策審議会、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目追加等について」答申。
4	・ 川崎市公園緑地審議会、「長期的視点に立った市営霊園のあり方について」答申。	
9	・ 川崎市環境政策審議会、「川崎市環境基本計画について」基本的事項について答申。	2. 12 ・ 「国連持続可能な開発委員会」設立。
3. ー	・ 「川崎新時代2010プラン」策定。	3. 3 ・ 内閣総理大臣、「平成4年度策定地域の公害防止計画を承認（神奈川地域等12地域）。」
ー	・ 小型バン天然ガス自動車4台を公害パトロール車に導入。	
31	・ 登戸排水路水質測定所を廃止。	8 ・ 中央公害対策審議会、「環境基本法案の策定について」答申。
4. 1	・ 「川崎市河川水質管理計画」策定。	・ 「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」告示。（健康項目の15項目追加等）
	・ 「川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例」施行。	
	・ 「神奈川県公害防止推進協議会浮遊粒子状物質対策部会」として神奈川県、横浜市、川崎市による浮遊粒子状物質対策に向けた共同調査を開始。	22 ・ 「国連水の日」環境庁が「公開水環境シンポジウム」開催。
21	・ 川崎市公害対策審議会、「川崎市における土壌汚染対策のあり方について」答申。	3. 31 ・ 「エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法」公布。（施行5. 6. 25）
26	・ 市内製造業など大手企業を対象として「自動車NOx対策推進会議」を開催。	5. 12 ・ 「環境事業団法」改正（地球環境基金設置）。
28	・ 産業道路環境改善パイロット事業として完成したグリーンウォール完成記念式典開催。	ー ・ 「生物の多様性に関する条約」、「気候変動に関する国際連合枠組条約」締結。
ー	・ 市内の製造業等86社に、「NOx自主管理ソフト」を配布し、NOxの自主管理を要請。	11. 19 ・ 「環境基本法」公布、施行。
6. 1	・ 天然ガスごみ収集車1台を導入。	30 ・ 県、「自動車排出窒素酸化物総量削減計画」発表。
7. 1	・ 「川崎市土壌汚染対策指導要綱」制定。	12. ー ・ 「アジェンダ21行動計画」閣議決定。
ー	・ 環境教育副読本「なかよし地球と私たち（小学生用）」、「地球とシェイクハンド（中学生用）」を作成、配布。	
10. 1	・ 新設された第3庁舎内のかわさき情報プラザに「環境情報表示盤」を設置し、大気汚染等の監視データ等を表示開始。	
8	・ 多摩環境大気測定所を市立登戸小学校に本設置（1. 31仮設置）。	
12	・ 川崎市環境政策審議会「環境調査指針について（中間答申）ー指針の基本的な考え方について」答申。	
11. 25	・ 川崎市市制60周年記念総合公園「王禅寺ふるさと公園」開園式典開催（計画11. 2 haのうちの4. 1 ha開園）。	
12. 8	・ 多摩区本村橋交差点に、自動車排出ガス測定所を設置。	
6. 1. 14 (1994)	・ 川崎市環境政策審議会「川崎市環境基本計画について」答申。	5. 20 ・ 「特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する基本方針」告示。
2. 22	・ 「川崎市環境基本計画」を策定、告示。	6. 5 ・ 環境基本法に基づく「環境の日」中央記念式典実施。
3. 1	・ 「EVステーションさいわい（電気自動車急速充電スタンド）」を設置（H17撤去）。	12. 16 ・ 「環境基本計画」閣議決定。
7. 25	・ 粗大ごみとして収集された廃冷蔵庫からの冷媒用フロンガス回収を開始。	
8. ー	・ 川崎市環境基本計画「環境配慮指針（市民編、事業者編）」を作成、配布。	
10. 8 ～16	・ 「環境技術移転促進事業」の一環で、市の調査団が、中国瀋陽市を訪問・調査。	
12	・ 川崎市環境基本条例に基づく「環境調査指針」策定、環境調査制度スタート。	
12. ー	・ 市バスにCNG（圧縮天然ガス）車を導入。	
26	・ 「川崎市都市景観条例」公布。 （一部施行7. 4. 1、全面施行8. 4. 1）	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 7. 3.20 (1995)	「川崎市飲料容器等の散乱防止に関する条例」公布。	2. 28
7. 19	川崎市廃棄物対策審議会「川崎市における今後の廃棄物対策のあり方について」答申。	
26	おっ越山自然環境保全地域を指定。	
9. 7	M85メタノール自動車を導入。	3. 28
10. —	浮島処理センター完成。	4. 7
—	ごみの鉄道輸送事業がスタート。	6. 5
25	川崎市緑の基本計画「かわさき緑の30プラン」を策定。	
11. 1	入江崎総合スラッジセンター開設。	11. 2
—	「川崎市環境教育・学習基本方針」を策定。	12. 14
8. 1.13 (1996)	第1期地域環境リーダー育成講座（1月～3月）。	1. 8
2. 8	川崎市自然環境保全審議会「月読緑地を自然環境保全地域に指定することについて」答申。	
	川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」諮問。	3. 26
3. 6	東扇島にエコステーション開設。	
4. —	「川崎市緑化指針」及び「屋上緑化等の手引」を策定。	29
16	新型電気自動車（ニッケル水素電池搭載）を導入。	
25	第1期地域環境リーダー育成講座（5月～7月）。	
31	月読自然環境保全地域を指定。	
7. 1	環境庁「残したい“日本の音風景100選”」に川崎大師の参道が認定。	
9. 3	七都県市環境セミナーを開催。	
12. 25	川崎公害訴訟の原告と13企業との間で、訴訟上の和解が成立。	
9. 4. 1 (1997)	環境保全局、生活環境局を統合して新たに環境局を設置。	2. 4
22	川崎市環境政策審議会「環境基本計画年次報告書（1996年度版）」について」答申。	
5. 31	第2期地域環境リーダー育成講座（5月～10月）。	
9. 11	地球環境保全行動計画策定検討委員会発足。	3. 13
16	PRTR（化学物質排出移動量届出）制度の導入に向けたパイロット調査を開始。	
19	川崎市環境行政制度検討委員会発足。	
—	「環境行政制度の基本的なあり方について」諮問。	
	「川崎市ダイオキシン類対策推進会議」を設置。	4. 1
		6. 13

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成 9. (1997)		10. 17 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」公布。 11. 21 ・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第二次答申)。 12. 1 ・「大気汚染防止の一部を改正する法律」施行(ダイオキシン類に係る指定物質抑制基準)。 1 ～11 ・気候変動枠組条約第3回締約国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)開催。 26 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」公布。 ・神奈川県「公害の発生要因の低減に関する指針」告示。 ・神奈川県「化学物質の適正な管理に関する指針」告示。 ・神奈川県「廃棄物の発生の抑制及び適正な処理に関する指針」告示。 ・神奈川県「二酸化炭素の排出の抑制に関する指針」告示。 ・神奈川県「環境に係る組織体制の整備に関する指針」告示。 ・神奈川県「自動車管理計画に関する指針」告示。
10. 4. 1 (1998)	・公害部に「化学物質担当」新設。 ・公害研究所に「廃棄物研究担当」新設。 ・「川崎市公害防止資金融資要綱」を改正し、低公害車に対する融資対象を「七都県市指定低公害車」へ拡大。	4. 1 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「同施行規則」等施行。
14	・川崎市公害対策審議会「川崎市における今後の窒素酸化物及び浮遊粒子状物質対策について」答申。(諮問8.2.8)	7. 24 ・公害等調整委員会が鉄道騒音被害等責任裁定申請事件の裁定を発表。
6. ー	・土壌及び地下水汚染が社会的な問題として取り上げられ、電気機械器具製造関連事業所に自主調査を実施するとともに、関係市民に説明会を開催。	9. 30 ・「騒音に係る環境基準の一部を改正する件」の告示。
8. 5	・横浜地方裁判所川崎支部で、川崎公害訴訟の判決が出る。	10. 9 ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布。(施行11.4.8)
17	・庁内における化学物質対策を総合的に推進するため関係部局で構成する「川崎市化学物質対策推進会議」を設置。	11. 30 ・中央環境審議会、「今後の化学物質による環境リスク対策のあり方について」中間答申。
10. ー	・「川崎市の地球温暖化防止への挑戦ー地球環境保全のための行動計画ー」を策定。 ・川崎市道路環境対策推進協議会を設置。	

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成11. 3. 19 (1999)	・「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正。(施行11. 6. 12)	2. 22
4. 1	・「川崎市小型焼却炉及び簡易焼却炉に係るダイオキシン対策指針」策定。	
	・「川崎市役所環境管理システム～エコオフィス川崎の実現～」を策定。	
	・「ダイオキシン対策の取組についての市民説明会」を3会場で開催。	
5. 20	・川崎公害訴訟の原告と国及び首都高速道路公団との間で和解が成立。	6. 21
29	・第3期地域環境リーダー育成講座(5月～11月)。	
7. 21	・川崎市環境行政制度検討委員会、「環境行政制度の基本的なあり方について」答申。(諮問9. 9. 19)	30
12. 24	・川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を公布。	
	・川崎市環境保全審議会条例、川崎市環境影響評価に関する条例、川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例等を制定・公布。	7. 13
12. —	・池上新田公園に大気環境改善新型土壌浄化モデル施設を設置。	
		16

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成13. 3. ー (2001) 29	- 川崎市クリーン軽油普及検討会設置。 - 深夜騒音の規制について市公害防止等生活環境保全に関する条例の一部改正。	6. 22 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」公布。(施行14. 4. 1)
31	馬絹自動車排出ガス測定局を廃止。	「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布。(施行13. 7. 15)
4. 1	- 宮前平駅前自動車排出ガス測定局を設置。 「川崎市役所環境管理システム（第2次）」を策定。	27 「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の一部を改正する法律公布（自動車使用管理計画等）。(施行13. 12. 15)
9. 17	- 川崎市クリーン軽油導入事業費補助要綱施行。 - 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第12項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」諮問。	10. ー 「低周波音の測定方法に関するマニュアル」発行。
21	川崎市環境保全審議会「川崎市における地下水保全対策のあり方について」答申。	
10. 1	航空機騒音観測装置を導入。	
12. 27	川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第45条第1項第1号に規定する排水の規制基準の追加等について」答申。	
14. 3. 20 (2002) 29	- 川崎市環境保全審議会「川崎市におけるディーゼル車対策のあり方について」答申。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、ほう素、ふっ素等の排水指定物質規制基準の追加等を公布。(施行14. 7. 1)	3. 7 「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の指定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」告示。
4. 1	- 川崎市ディーゼル車対策事業助成金交付要綱施行。 - 麻生区内を流れる黒須田川流入水路の水質、麻生区内の2地点の大気で、それぞれダイオキシン類の環境基準の超過が判明。助役を本部長とする「黒須田川流入水路ダイオキシン類対策本部」を設置し、緊急措置を講じた。	4. ー 6. ー 5. 29 「PRTR 法」施行後初めての排出量・移動量の届出が始まる。 「土壌汚染対策法」公布。(施行15. 2. 15)
5. ー	麻生区内、横浜市青葉区内で「麻生区内におけるダイオキシン類問題についての説明会」を4回開催。	8. 26 ー 9. 4 持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）開催（南アフリカ・ヨハネスブルグ）、化学物質の管理について目標採択。
7. ー	川崎市地下水保全計画策定。	
10. ー	環境基本計画改定。	
12. 27	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」の一部改正、自動車公害防止に係る立入検査規定等改正。	
15. 1. 30 (2003) 31	- 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第40条に規定する大気汚染物質の規制基準（ばいじんに関する設備の基準）の改正について」（諮問）。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正、条例改正に伴う自動車公害防止に係る規定等を公布。(施行15. 4. 1)	2. 24 第7次神奈川地域公害防止計画について環境大臣が同意（H14～H18）。
31	「自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針」告示。	7. 25 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法」を公布。(施行15. 10. 1)
2. 20	川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第40条に規定する大気汚染物質の規制基準（ばいじんに関する設備の基準）の改正について」（答申）。	31 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質のあり方について（第七次答申）」。
3. 18	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正、廃棄物焼却炉の設備基準並びに屋外燃焼の制限に関する規定を公布、施行。	10. 7 神奈川県「水質汚濁に係る環境基準の水域類型」を告示（三沢川、二ヶ領本川、平瀬川）。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成15. 3. 18 (2003) 6. - 10. 1	「川崎市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」告示。 「川崎市自動車公害防止計画」を改訂。 - 神奈川県条例に基づくディーゼル車の運行規制が開始。	11. 5 ・「水質汚濁に係る環境基準の一部を改正する件」を告示（水生生物保全環境基準の追加）。
16. 3. - (2004) 4. 1 5. 6 6. 24 30 11. 1 11. 30	「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。 - 公害部の組織改正が行われ、化学物質担当を化学物質対策課とし、また典型7公害を所管していた大気課、水質課、騒音・振動課を統一して環境対策課とし、規制行政の一元化を図った。 - 神奈川県から川崎市に工業用水法の権限を委譲。 - 川崎市環境保全審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」（諮問）。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（土壌関係）の一部改正。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」（土壌、排水関係）の一部改正。 「川崎市環境政策審議会」と「川崎市環境保全審議会」を「川崎市環境審議会」に統合。 - 川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における悪臭の規制基準について」（答申）。	3. 30 ・「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」（化学物質対策、土壌汚染対策等）を公布。 （施行16. 4. 1） 5. 26 ・「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（揮発性有機化合物（VOC）の排出規制等）を公布。 （完全施行18. 4. 1）
17. 1. 31 (2005) 4. 1 5. 30 8. 8 9. 9 20 30 11. 22 12. 9 15 22	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」別表第10悪臭の規制基準の一部改正。 - 浮遊粒子状物質が、昭和48年に環境基準が定められて以来初めて、平成16年度の測定結果が全測定局で環境基準を達成。 - 土壌汚染対策を融資対象に追加。 - 川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」（諮問）。 「川崎市アスベスト対策推進協議会」を廃止し、「川崎市アスベスト対策会議」を設置。 「アスベスト問題に対する当面の対応」をとりまとめ、アスベスト問題の総合的推進を本格化。 - 川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」（諮問）。 - 川崎市環境審議会「川崎市における建築物環境配慮制度のあり方について」（答申）。 「川崎市新エネルギービジョン」改訂。 - 川崎市環境審議会「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例における地下水の揚水に係る許可制について」（答申）。 - 市立枳形中学校が環境教育・普及啓発部門で地球温暖化防止活動環境大臣表彰を受賞。 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（建築物に係る環境への負荷の低減関係）の一部改正。	12. 21 ・「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」を公布（特定粉じん等排出作業の建築材料の対象範囲拡大及び規模要件の撤廃。）。 （施行18. 3. 1）

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成18. 1. 13 (2006) 4. 1 6. 1 10. 16 11. 27	・ 全国の自治体で初めて川崎市が「グローバルコンパクト」に参加（署名）。 ・ 川崎区の航空機騒音観測装置を中原区に移設。 ・ 「川崎市アスベスト飛散防止に関する指針（大気汚染防止法届出対象アスベスト除去工事編）」告示。 ・ 「川崎市先端技術産業環境対策指針」を廃止し、「川崎市バイオテクノロジーの適正な利用に関する指針」を施行。 ・ 「川崎市化学物質対策推進会議」廃止。	2. 10 ・ 「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」を公布（大気汚染防止法改正による工作物への飛散防止義務付けのほか、地方財政法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の4法改正）。（施行18. 8. 9）
19. 2. 13 (2007) 3. 30 4. 1	・ 「かわさきエコドライブ推進協議会」設立。 ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則（地下水揚水関係）の一部改正。 ・ 川崎市公害研究所に「都市環境研究担当」を新設。	2. 23 ・ 中央環境審議会、意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」。 5. 18 ・ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律」を公布（局地汚染対策及び流入車対策を追加。）。（施行20. 1. 1）
20. 4. 1 (2008) 4. 23 5. 1	・ 組織改革に伴い、公害部が環境対策部に改名、化学物質対策課が企画指導課化学物質対策担当に改名。 ・ 川崎市環境審議会「窒素酸化物に係る大気環境対策について」（諮問）。 ・ 川崎市環境技術情報センター開設。	11. 21 ・ 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令」を公布（対象業種の追加及び対象物質の見直し。）。（施行21. 10. 1）
21. 2. 17 (2009) 12. 24	・ 川崎市環境審議会「窒素酸化物に係る大気環境対策について」（答申）。 ・ 「川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例」公布。（施行22. 4. 1）	4. 24 ・ 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」の公布。（施行22. 4. 1） 9. 9 ・ 「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」告示。
22. 1. 12 (2010) 4. 1 22 6. 28 10. 1	・ 「川崎市汚染土壌浄化施設認定等に関する要綱」を廃止し、「川崎市汚染土壌処理施設許可等に関する事務手続要綱」を施行。 ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則（自動車公害関係）の一部改正。 ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2第1項第2号に規定する市長が定める対象自動車の設定について」を適用。 ・ 川崎市環境審議会「今後のアスベスト環境対策のあり方について」（諮問）。 ・ 川崎市環境審議会「今後の土壌汚染対策のあり方について」（諮問）。 ・ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画策定。	5. 10 ・ 「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律」を公布（水質事故時の措置等）。（一部施行23. 4. 1） 5. 20 ・ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律」を公布（対象物質の見直し及び包括的管理制度の導入）。（施行23. 4. 1）

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成22. 11. 1 (2010)	・ 川崎市環境審議会「今後のアスベスト環境対策のあり方について」(答申)。 ・ 川崎市環境審議会「今後の土壌汚染対策のあり方について」(答申)。	
12. 28	・ 川崎市環境影響評価審議会「今後の環境影響評価制度のあり方について」(諮問)。	
23. 3. 24 (2011)	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(アスベスト環境対策関係)の一部改正。(施行23. 10. 1)	3. 11 東日本大震災発生 11 東京電力福島第一原子力発電所の事故 ～
24	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び同条例施行規則(土壌関係)の一部改正。(一部施行23. 3. 24、一部施行23. 10. 1)	3. 16 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法律」を公布(指定物質)。 (施行23. 4. 1)
3. 一	・ 環境基本計画全面改定。	
7. 19	・ 川崎市地球温暖化対策推進実施計画策定。	4. 27 「環境影響評価法の一部を改正する法律」を公布。 (一部施行24. 4. 1)
12. 16	・ 「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正。(施行24. 4. 1)	6. 15 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」を公布。 (完全施行24. 10. 1)
12. 27	・ 川崎市環境影響評価審議会「今後の環境影響評価制度のあり方について」(答申)。	6. 22 「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」を公布(地下浸透未然防止のための構造基準)。 (施行24. 6. 1)
		7. 22 「神奈川県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例」(関係法令改正に伴う見直し等)を公布。(施行24. 10. 1)
		8. 30 「平成二十三年三月十一日に発生した東北太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」を公布。 (完全施行24. 1. 1)
		10. 27 公共用水域等の環境基準値変更(カドミウム)。
		11. 28 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」の公布(有害物質貯蔵指定施設)。(施行24. 6. 1)
24. 2. 27 (2012)	・ 川崎市環境審議会「今後の水環境保全のあり方について」(答申)。	3. 27 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」を公布(構造基準等の規定)。 (施行24. 6. 1)
3. 19	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(屋外燃焼関係)の一部改正。 ・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」(特定建築物環境計画書関係)の一部改正。 ・ 「川崎市環境影響評価に関する条例施行規則」の一部改正。(施行24. 4. 1)	4. 27 「第四次環境基本計画」閣議決定。

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成24. 4. - (2012)	田島測定局を田島子ども文化センター(川崎区田島町20-23)に移設。	5. 23 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」、「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」、「排水基準を定める省令の一部を改正する省令」(1,4-ジオキサン等の浄化基準等の追加等)を公布。(施行24. 5. 25)
7. -	「かわさき自動車環境対策プラン」策定(かわさき自動車環境対策推進協議会)。	6. 27 「原子力規制委員会設置法」(環境基本法等の一部改正等)を公布。(施行24. 9. 19)
10. 1	「川崎市水環境保全計画」策定。	8. 22 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等」告示(ノニフェノールを追加)。
11. 21	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(浄化基準の追加等)の一部改正。(施行24. 11. 21)	9. 26 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」(指定物質の追加)を公布。(施行25. 10. 1)
12. 16	「川崎市環境影響評価に関する条例」の一部改正。(施行25. 4. 1)	
25. 2. (2013)	公害研究所、公害監視センター及び環境技術情報センターを統合し、「環境総合研究所」を開設。	3. 6 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」(揮発性有機化合物排出濃度の測定回数の変更)を公布。(施行 H25. 3. 6)
3. 29	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(特定建築物環境計画書等の公表方法の変更等)の一部改正。(施行25. 4. 1)	3. 27 「水生生物の保全に係る水質環境基準の項目追加等」告示(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加)。
4. 1	二酸化窒素が、昭和48年に環境基準が定められて以来初めて、平成25年度の測定結果が全測定局で環境基準を達成。	5. 24 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布(完全施行 H27. 4. 1)
6. 28	「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(暫定排水基準の延長等)の一部改正。(施行25. 7. 1)	6. 10 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布(施行 H25. 7. 1)
		6. 12 「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(フロン類の法改正に伴う題名変更等)を公布。(施行27. 4. 1)

年 月 日	川崎に関する事項	参 考 事 項
平成25. (2013)		6. 21 ・ 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」(建築物の解体等工事における石綿の飛散防止対策の強化)を公布。 (施行26. 6. 1) 6. 21 ・ 「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」(大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び環境影響評価法の一部を改正)を公布。 (完全施行27. 6. 1)
26. 8. 20 (2014)	・ 「川崎市グリーン・イノベーション推進方針」を策定。	4. 2 ・ 「水循環基本法」を公布。(施行26. 7. 1)
9. 17	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(土壤汚染に関する溶出量基準値の変更)の一部改正。(施行26. 9. 17)	4. 2 ・ 「雨水の利用の推進に関する法律」を公布。(施行26. 5. 1)
11. 28	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(排水の規制基準の変更)の一部改正。(施行26. 12. 1)	8. 1 ・ 「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」(土壤汚染に関する溶出量基準値の変更)を公布・施行。 11. 4 ・ 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」(排水の規制基準の変更)を公布。(施行26. 12. 1) 11. 17 ・ 公共用水域等の環境基準値変更。(トリクロロエチレン) (施行25. 10. 1)
27 . 3. 31 (2015)	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(フロン類の法改正に伴う題名変更等)の一部改正。(施行27. 4. 1)	2. 16 ・ 「工業用水法施行規則の一部を改正する省令」(工業用水の採取許可に係る事務・権限が都道府県知事から指定都市の長へ移譲)を公布。 (施行27. 4. 1)
7. 22	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(拡声器騒音の規制区域)の一部改正。(施行27. 7. 22)	6. 19 ・ 「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」を公布。
10. 20	・ 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(排水の規制基準の変更)の一部改正。(施行27. 10. 21)	7. 10 ・ 「水循環基本計画」を策定。 9. 18 ・ 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」(排水の規制基準の変更)を公布。(施行27. 10. 21)



市民の花 つつじ



市民の木 つばき

平成 29 年度 環境局事業概要 ー公害編ー

平成 28 年度の取組

よりよい環境をめざして

平成 30 年 2 月

発行 川崎市

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

編集 環境局環境対策部環境管理課

電話 044(200)2398

FAX 044(200)3922

環境局事業概要(公害編)のインターネットホームページ

URL [http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/](http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-18-0-0-0-0-0-0-0.html)

29-1-18-0-0-0-0-0-0-0.html

印刷